福岡県議会議員　農林水産委員会 委員長

きりあけ和久
県政報告
第9号

4月16日 熊本地震による矢部村の国道442号通行止箇所の災害現場視察

ご挨拶

福岡県議会議員　桐明　和久

皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、国政においては、第二十四回参議院議員選挙が行なわれました。今回の意義は、三年半前に政権を奪還し、自公連立の安定政権で、長期デフレからの脱却と景気回復を目指し、強い日本経済を取り戻す政策を更に前進させるかどうかでありました。結果は、自民党五十六議席、公明党十四議席と与党で改選議席の過半数を上回る七十議席を確保することが出来ました。世界情勢が不安定な中で、引き続きの安定政権で、重要課題である経済対策や社会保障の充実など、国内外の諸問題に対して国民の期待に応える政策の推進を大いに期待するものであります。

県議会におきましては、国の補正予算における施策の効果を速やかに発揮させるため、平成二十七年度補正予算と一体なった十四ヶ月予算となる平成二十八年度予算は、一兆八二四七億円余となり、本予算を最大限活用し、県経済の回復を確固たるものにし、県内各地の皆様が実感していただけるよう全力を挙げてまいります。

四月発生しました「平成二十八年度熊本地震」は、甚大な被害をもたらしました。この地震によりお亡くなりになられた方々に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。福岡県では、発生直後から救命・救護等応急支援活動にあたるとともに、被災地・被災者のニーズに的確に応えるため、「平成二十八年度熊本地震支援特命チーム」を設置し、人的・物的支援、被災者の受け入れなどを機動的に行ってきております。また、我が自民党福岡県議団におきましても「熊本地震関連災害対策本部」を立ち上げ、被災者支援のため小川知事に対して、福岡県がリーダーシップを発揮して九州各県をまとめ、被災地支援の先頭に立つことを強く求めた要請書を提出し、長期化する熊本・大分両県の被災地の復旧・復興を一体となって支援してまいります。

四月から、地域が作成した地方版総合戦略(地方創生)が、地域の活性化に向けてスタートしています。行政主導でなく地域が主体となって地域の活性化を考える五年間の政策であります。地域の皆様のご意見を戴き、しっかりと県政に反映してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

編集・発行　きりあけ和久事務所
〒834-0063　八女市本村425-42　TEL 0943-30-1055 FAX 0943-30-1056

平成28年度当初予算のポイント

平成27年度2月補正予算221億円(経済対策)と一体となった14ヶ月予算を編成し、「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」の基本目標を実現する施策をはじめ、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指すため、政策課題に全力を挙げて取り組んでまいります。

平成28年度福岡県当初予算(一般会計)の概要

予算総額は1兆8,026億円で、前年度に比べて257億円、1.4%の増となりました。11年連続のプラスで過去最大規模の当初予算となります。
また、歳入における県税等も過去最大となっています。

歳入予算の内訳

歳入予算のうち、もっとも大きなものは「県税等(県税及び地方消費税清算金)」で全体の約46%を占めています。このほか、国から配られる「地方交付税」(約15%)や借入金である「県債」(約12%) など、さまざまなものがあります。

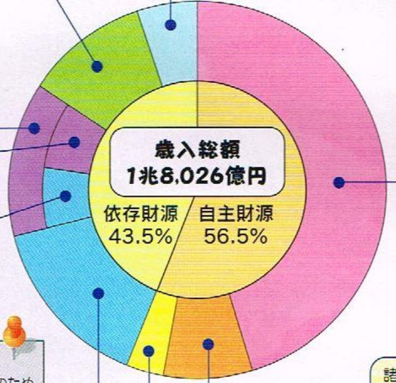

※計数は端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

用語解説 ～県債～

施設整備(学校、道路など)等のため、借り入れるお金です。
臨時財政対策債は、地方交付税として配分するお金のうち足りない分を、県が借入により立て替えているもので、国から支払が保障されています。

用語解説 ～地方交付税～

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、誰もが一定水準の行政サービスを受けられるよう必要となるお金を国が地方に再配分する制度です。

用語解説 ～自主財源と依存財源～

県税など県が自らの判断で収入できるものを「自主財源」といい、国庫支出金など、国から割り当てられる収入を「依存財源」といいます。自主財源の多さは、財政運営の自主性や安定性を計る重要な尺度となっています。

歳出予算の内訳

性質別経費

歳出を経費の性質ごとに分類したもので「人にかかる経費(人件費)」や「道路や建物など将来への投資となる経費(投資的経費)」などに分けられます。

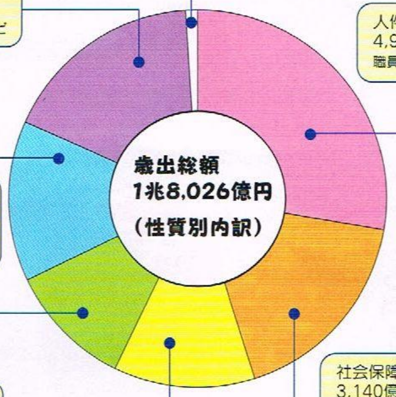

用語解説 ～義務的経費～

その支出が義務づけられ、任意に削減できない経費(人件費、社会保障費、公債費)をいいます。社会保障費については、高齢化や医療費の増などにより年々増加していますが、人件費の削減に努めるなどの取組みを実施し、新たな事業の財源確保に努めています。

～性質別でみる対前年度歳出予算との比較～

- 「社会保障費」は、高齢化の進展等に伴い、55億円の増額。
- 「投資的経費」は、防災・減災対策を加速化するため137億円の増額

地方消費税増収分は社会保障施策の充実・安定化に充てています

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分 約416億円を、子ども・子育てや医療・介護などの社会保障施策に充当しています。

【充当した施策の主なもの】

●子ども・子育て分野
・保育所定員の拡大に伴う保育所運営費の増額
・一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブの運営等への支援

●医療・介護分野
・国民健康保険等における低所得者の方々に対する保険料軽減措置の拡充
・難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大の支援

目的別経費

歳出をサービスの目的ごとに分類したもので「学校教育のための経費(教育費)」や「農林水産業振興のための経費(農林水産業費)」「犯罪捜査など警察活動のための経費(警察費)」などに分けられます。

なお、歳出全体に占める割合は教育費が最も高く、予算総額の22.8%を占めています。これは、市町村立義務教育学校教職員の人件費を負担していることなどによるものです。

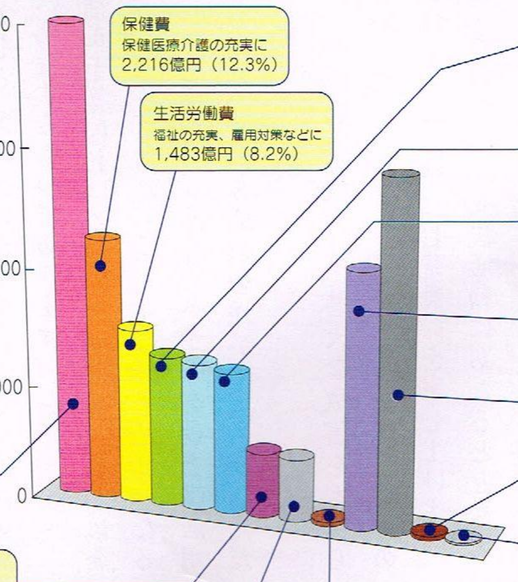

用語解説 ～諸支出金～

都道府県清算金（地方消費税等都道府県間で清算するお金）や市町村交付金（県に納められた税の一定割合を市町村に交付するお金）からなる予算項目です。

～「その他」の内訳は…～

- 議会費
  県議会の運営に　29億円 (0.2%)
- 予備費
  予算編成のときには予期できなかった予算外の支出に　2億円 (0.01%)

平成二十八年度　二月議会
（二月二十二日～三月二十三日）

一般質問（三月四日）

矢部川水系河川整備計画変更について

桐明

矢部川は福岡県、熊本県、大分県にまたがる三国山を源とし、八女市、筑後市、みやま市、柳川市を流れ、有明海に注ぐ、河川延長六十一キロメートルの一級河川です。本河川の水利を流域内人口約十七万人が活用し、灌漑（かんがい）用の井堰や回水路を利用して、中・下流域は農業地帯として、米・麦の他、みかん、お茶、野菜・ハウス園芸等多角的な農業が営まれ、大きな恵みを与えており、県内有数の農業地帯となっております。

しかし一方では、昭和二十八年六月洪水を始め、平成二年七月洪水、そして平成二十四年七月の九州北部豪雨等、河川の氾濫により、広範囲にわたる甚大な浸水被害が発生しておりまます。現在取り組んでいただいております、平成二十四年度に発生した九州北部豪雨による大規模な災害の復旧・復興には、小川知事を先頭に全力で取り組んでいただいておりますことに対し、地元住民を代表して、心より感謝申し上げると共に、災害発生から五年目を迎えます平成二十八年度までの工事完了に向けて、引き続きの力強い事業の推進とご支援をよろしくお願いいたします。

さて、国土交通省筑後川河川事務所は、本年一月十三日に矢部川水系河川整備計画の変更に向けて「矢部川学識者懇談会」を開催し、平成二十八年度上期の策定を目指し、国より矢部川水系の国管理区間について、河川整備計画変更原案の公表がなされております。それは、平成二十四年の九州北部豪雨による大規模な浸水災害や平成二十七年度の関東・東北豪雨を受けて、整備計画を変更するものと聞いておりますが、その内容について知事にお聞きいたします。

小川知事

現在、矢部川水系の下流区間では、管理する国により、平成二十四年度七月の九州北部豪雨災害を受け、再度の災害防止を目的として、概ね五年間という短期間で、矢部川河川激甚災害対策特別緊急事業が実施されております。国は出来るだけ早くその効果を挙げるため、まずは、この事業を完成させることとし、その上で全国的に大規模な水害が頻発していることを踏まえ、治水面の更なる安全向上を図る中長期的な河川改修事業を定めるため、河川整備計画の見直しに向けた手続きを進めているところであります。その内容は、筑後市船小屋地点において河川で安全に流せる流量を毎秒二八〇〇トンから毎秒三三〇〇トンに引き上げ、これに必要な整備を今後概ね二十年で実施していく計画となっております。去る二月、矢部川水系河川整備計画変更原案が公表され、現在パブリックコメントが実施されているところであります。今後、県からの意見を踏まえ策定されることとなります。

桐明

次に、一級河川である矢部川は、八女市とみやま市の市境界より下流は国が管理し、その上流の八女市側を県が管理しておりますが、国管理区間における河川整備計画の変更に伴って、上流の県管理区間についても河川整備計画の見直しを行うのか、お尋ねします。また、県管理区間の河川整備計画を見直す場合、現在実施中の河川災害復旧工事の区間は、どのような考えで見直していくのか、お尋ねします。

小川知事

今回、国により河川整備計画が変更されることとなれば、下流の国管理区間の流下能力が向上することとなり、上流の県管理区間についても更なる流下能力向上を図ることが可能となります。国は、現在の緊急事業の早期完成を目指しているので、県としても現在実施している災害復旧工事の完成に向け全力をあげてまいります。その上で、国による河川整備計画の見直しの進捗を踏まえ、県管理区間における治水面の更なる安全向上を目的とした河川整備計画の見直しについて検討してまいります。次に、見直しにあたっての考え方でありますが、国が変更する整備計画の内容を踏まえ、整備内容や費用対効果などを総合的に勘案して、災害復旧区間の更なる改修についても検討していきます。

療育支援について

桐明

療育とは、障がいを持った子どもが、社会的に自立できるように取り組む「治療と教育（保育）」のことです。言葉や身体機能など、発達に遅れのみられる子どもさんについて、生活への不自由をなくすよう専門的な教育支援、つまり、出来ないことを出来るように、子どもが生活しやすくなるように外部からサポートすることが療育です。

療育は早期療育が効果的であると言われており、早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障害の影響が少ない状態で成長することが可能と言われています。そのためには、早期発見が重要であり、早い段階から子どもの発達段階に合わせて行うことが大切でありますが、一方で発達障がいは、生まれつきの脳機能の障がいが原因とされ、外見では判断が難しいとされています。

二〇一四年の文部科学省の調査によると、公立小・中学校の通常学級に通う児童・生徒の六・五％に発達障がいの可能性があるとされており、また、厚労省によると、病院に通院している発達障がい児・者は、二〇一一年度の約十一万二〇〇〇人に対し、二〇一四年度は、約十九万五〇〇〇人に増加している状況であると報告されております。今回は、特に就学前の乳幼児期についてお聞きしたいと思います。

乳幼児期は、言葉の発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育み、様々な認知機能の習得等、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期であり、この時期に適切な支援を受けられないと、就学後の学習面や生活面に様々な困難を抱えることが多くなり、また、情緒不安や不適応行動等の二次障がいが生じてしまうこともあるとされております。現在行なわれております我が国の一歳六ヵ月児、三歳（三歳六ヵ月）児検診は、九割を超える高い受診率であり、発達障がいのある子どものスクリーニングの場としては、有効に機能すると考えられます。しかし現状の課題として、乳幼児期では発達障がいの可能性はあるが、確定診断がつきにくい子どもの割合が多いこと、保健師や保育の担当者が発達障がいの可能性に気づいても、適切に判断することが難しいこと、年少であればあるほど保護者にとっては、障がいの受容が困難な時期であること、母子保健から始まり、福祉、医療、教育等の関係機関それぞれが断片的な支援になっていることなどがあげられます。

また、乳幼児健診や幼稚園、保育所の集団生活の中で、保健師や幼稚園教諭、保育士から初めて発達障がいの可能性を指摘され、医師の診断を受けるよう進められる事も多く、保護者の方にも、わが子の発達障がいの診断を取って、役所から受給者証の発行を受け、障がい福祉サービスを受け始めることへの躊躇があるようであります。あわせて、幼児期からの療育支援がなかなか進まない要因として、親が高い保育料の支払いに加えて、障がい福祉サービス利用時の自己負担額を払えないという事情もあると聞きます。

そこで、お聞きしますが、発達障がいに対する早期発見・早期支援は、平成十七年四月に施行された発達障がい者支援法の理念であり、県としても積極的に進めなくてはならないと考えます。乳幼児に発達障がいなのかどうかの医学的判断や認定はなかなか難しいとされています。県は、医師の診断の有無にかかわらず、発達障がいの可能性がある子への療育支援を広く行っていくべきではないかと思いますが、知事の考えをお聞きします。

小川知事

障がいのある未就学児に対する療育支援には、児童福祉法による国の児童発達支援事業と本県単独で行なっている療育支援事業があります。国の児童発達支援事業は、未就学の障がい児を対象としており、発達障がい児が利用するときは、申し込み時に医師の診断や保健師の判定が必要としております。幼少期は発達障がいの診断・

判定が難しいことが多く、発達障がい児の利用は比較的少ない状況であります。一方、県の療育支援事業は、利用者の年齢及び障がいの種別を問わず、広く障がい児童を対象としており、かつ、医師の診断等の有無にかかわらず、障がいの可能性がある児童であれば利用できることとしております。当該県事業は、県内十三ヵ所の障がい保健福祉圏域すべてで、それぞれ社会福祉法人に事業を委託して実施しておりますが、これまで身体や知的などの障がい児・者を主に受け入れてきており、専門人材等の面で発達障がいの近年の顕在化に伴う療育支援のニーズの高まりに必ずしも対応できていない状況にあります。このため、県としましては、来年度未就学の発達障がい児にかかわる療育支援の状況等に関し、実態調査を行なうこととしております。障がい者総合支援法等の改正が今年度中にも予定されていると聞いており、その動向も見極めながら、この実態調査の結果を踏まえ、発達障がい児への早期の療育支援に向けた今後の体制整備の在り方について、検討してまいりたいと考えております。

桐明

次に、保育中に障がいがあると気づく場合で多いのは、特に一歳児、二歳児、三歳児と年齢が上がるにつれて多くなり、三歳児をピークに四歳児までに気づかれることが高いとされています。すでに発達障がいの兆候が出ている子を持つ親が、幼児の時から、児童発達支援事業（公費九割負担）の利用を始めたくても、食費を含めて一万円以上となる自己負担を保育料の支払いに加えて負担することは難しく、経済的な事情で、発達障害の早期診断、早期支援を開始することを遅らせ、療育にもっとも大切な年齢の時期を逃がすことになりかねません。発達障がい診断後、児童発達支援の費用負担に悩む保護者を支援し、県の発達障がい対策を将来的にも軽減するため、国の児童発達支援事業等の利用負担（原則一割）を県で負担できないのか、お聞きいたします。

今回質問するきっかけは、地元の医療法人障がい施設の先生がお見えになり、現場の状況をぜひ小川知事に伝えてほしいと話された事でした。幼稚園、保育園で気づいても先生がなかなか保護者に言いづらいこと、診察する医師も幼児に対して、なるべく障害があるとして認定したくないこと、そして何より、保護者の方が自分の子どもに対して、認めたくないことなど三者がお互いに悩んでいる状況であることを訴えられました。障がい福祉サービスの定額負担も重荷として、週二回から四回の利用が必要なのに、週一回の利用とされる状況。その結果として、就学してから特に中学生で大きく表れ「もっと早く通わせて、療育を受けとくべきでした」と後悔される保護者が多いそうです。

地元県議として、しっかりと小川知事に県民の声を伝えましたので、知事、障がい者が安心して、はつらつと生活できる、安心して子育てが出来る「県民幸福度日本一」の福岡県づくりを目指す小川知事の誠意ある答弁を期待して、質問を終わります。

小川知事

療育支援にかかわる県の費用負担についてお尋ねがございました。児童福祉法による国の児童発達支援事業は、所要の経費の原則九割が公費負担となっております。その公費の四分の一は県が負担しております。残りの一割は、そのサービスを利用される方が支払いを行なうことになっておりますが、低所得者の方々に対しましては、家計の負担能力その他の事情を斟酌をして、負担上限額というのも導入されているところでございます。このため、県がその利用者の分まで負担を負っていくということは、他の障がい種別の利用者との均衡もございまして困難であると考えております。療育支援につきましては、私どもの先ほど申し上げました県の単独事業であります療育支援事業の充実によって対応させていただきたいと思っております。

平成二十八年度　予算委員会

（三月七日〜三月十八日）

福祉労働部

福岡県障がい者応援まごころ企業について

桐明

今年の一月二十日から二十四日までの五日間、福岡三越九階において、第三回福岡県「まごころ製品」大規模販売会が開催され「まごころ製品」美味しいものグランプリ二〇一五でのグランプリ受賞商品の米粉あんぱんや紅いもぼーる、たまねぎドレッシングなど、県内五十四の障がい者施設から一二〇〇品目が出品されました。私も二十一日に行ってきましたが、今年は、延べで約一万六〇〇〇人の来場者で、約一三〇〇万を売り上げた昨年度を上回る販売額を目標とされてあり、多くの方々で大盛況でありました。

県議会・行政棟・警察本部・総合庁舎等においても、障がい者週間に合わせて「まごころ製品販売会」が開催され、昨年の十二月一日に議会棟一階において開催された折には、議員の先生方にも大いにご協力いただいております。

また、県では、働く障がい者を応援するために、障がい者が作った製品やサービスを、福岡県内に本社または事業所を有する企業が積極的に購入することで、障がい者の収入を向上するために「障がい者応援まごころ企業認定制度」を実施し、支援を行っております。具体的には、障がい者応援まごころ企業になると、県広報を通じて認定企業としてのPRや障がい者応援まごころ企業シンボルマークを使用しての自社の社会貢献をPRできる事など、企業のイメージ向上や協力金融機関による優遇措置等のメリットを付けて多くの企業の認定申し込みを推進しております。

委員長、あらかじめ、執行部に「障がい者応援まごころ企業の社数と販売金額及び認定条件となっている障がい者就労施設等の県内施設数について。二つ目に、障がい者施設の平均工賃の推移について。三つ目に、まごころ企業認定制度について」の資料を要求しておりますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。（要求資料の配布）ではまず、資料の説明をお願いします。

新雇用開発課長

障がい者応援まごころ企業認定制度は、障がい者の職業的自立を応援するために、障がい者就労施設等から、製品やサービスなどの「まごころ製品」を十万円以上購入していただいた企業を「障がい者応援まごころ企業」として認定するものであり、制度の詳細は、別途のチラシをご参照下さい。まごころ企業の認定数は、平成二十八年三月十一日現在で七十六社、認定の際提出された「まごころ製品」の購入実績額は、認定企業全体で三七〇五万円となっております。購入先となる障がい者就労施設等の数は、就労や作業を行う「障がい福祉サービス事業所等」は、就労移行支援事業所が二一四ヶ所、就労継続支援事業所（A型）が二三〇ヶ所など、障がい者を多数雇用している企業は、障がい者雇用促進法の特例子会社十四ヶ所、重度障害者多数雇用事業所三ヶ所の全体で計一三六四ヶ所となっております。

障がい者福祉課長

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会や生産活動の機会を提供することにより、知識や能力の向上を図る訓練等を行うのが就労継続支援事業所であり、障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金の適用を受けるA型事業所と雇用契約に基づく就労が困難とみられる障がい者を対象に出来高で工賃を払うB型事業所があります。資料は、全国と本県のB型事業所のそれぞれ過去五年の平均工賃額の推移であります。通常、障がい者施設の平均工賃の全国比較は、このB型事業所の工賃で行われており、平成二十六年度の本県の平均工賃は、一万三三九二円であり、全国平均と比べて一四四六円低くなっております。

桐明

説明によると、購入実績額を認定数で割ると、一社当たり一年間に平均四十八万円から四十九万円の購入があるということになり、まごころ企業を増やしていく事も重要であると思います。

さて、県は平成二十八年度までに、障がい者の工賃を全国平均を上回るため「福岡県障がい者福祉計画第二期」を策定し、取り組みを行っておられますが、先ほどの説明によると、逆に平成二十三年から全国平均より差が大きくなっている状態が続いており、平成二十六年度では一四四六円低い結果となっております。そこで、県は収入水準を上げていくために、就労施設などでの作業内容など、具体的にどのような対策を行っているのかお聞きします。

障がい者福祉課長

県では障がい者の工賃向上のため、障がい者就労施設に対し「まごころ製品」として提供する商品やサービスの

品質向上、受注力の強化などについて支援を行ってきました。製品やサービスの付加価値を高めるための具体的取り組みとして「まごころ製品」の商談会や大規模販売会に出店する事業所への商品力向上研修会、適正表示や食品衛生法関係の研修、官公需優先調達に係る先行事例研修会等を実施し、顧客満足度の向上を図っております。また、受注力を強化する取り組みとして、県の主催する「まごころ製品」商談会や各地での販売会の実施、販路開拓員の派遣、顧客と事業所をつなぐ共同受注窓口の設置・運営支援を行ってきたところであります。こうした取り組みと併せ、ウェブサイト「まごころ製品ショップ」の開設や平成二十八年度は、新たに「まごころ製品」のロゴマークを障がい者の皆さんから公募し、対象製品への貼付等による「まごころ製品」の認知度向上にも取り組んでまいります。

桐明

まごころ製品の品質向上、受注力の強化、認知度の向上についての県の取り組みは、わかりましたが、就労施設などでの作業内容による工賃向上についてはない様ですが、ここが最も大切ではないかと思います。私は、前期の景気・雇用対策調査特別委員会の管外視察において、神奈川県川崎市にあるチョーク製造メーカーの日本理化学工業株式会社を視察いたしました。本委員会の中にも一緒に視察された委員もおられると思います。福岡県から視察に来ると言うことで、大山泰弘会長から直接説明していただきました。「父親が戦前に設立した会社の後継者として入社し、一九七四年に社長に就任されるその前の一九六〇年に始めて知的障がい者を雇用され、それ依頼、一貫して障がい者雇用を推進され、今日では、全社員八十名の内、七割を超える六十名が知的障がい者であり、その内半数近くが、重度に該当されるそうです。知的障がい者の雇用を始めたきっかけは、会社の近くにあった養護学校の先生が「生徒の就職をお願いしたい」と頼まれたことだそうです。就職はお断りされたそうですが、その先生はあきらめず、三度目にこられた時「もう就職させてくれとは言いませんから、働く体験だけでもさせてくれませんか、もし就職しなければ、この子たちは卒業後、施設に入ることになります。そうなれば、一生働くということを知らずに人生を終えることになるのです」とおっしゃられたので、「確かにそれはかわいそうだな」という気持ちが芽生え、二週間の就業体験を受け入れたそうです。ところが、就業体験に来た二人の女性は、製品が入った箱にシールを貼るという簡単な作業でしたが、とても熱心に働いてくれて「こんなに一生懸命やってくれるのなら、私たちが面倒を見ますから雇ってあげたらどうですか」と見ていた他の従業員が言ったそうです。「二人ぐらいなら何とかなるかな」と、翌年にその女性たちを採用したのが障がい者雇用のスタートだそうです。三年ほど経った時に、知人の法要に出席し、その寺の住職と話す機会に「うちの工場では、知的障がい者が一生懸命に仕事に取り組んでいます。施設に入って面倒を見てもらえば今よりずっと楽に暮らせるのに、なぜ彼女たちは毎日工場へ働きにくるのでしょうか」と質問されたそうです。すると住職は「人間の究極の幸せは、四つあります。一つ目は、人に愛されること。二つ目は、人に褒められること。三つ目に、人の役に立つこと。四つ目に、人に必要とされること。だから障がい者の方たちは、施設で大事に保護されるより企業で働きたいと考えるのです」と答えられたそうです。人は、仕事をして褒められ、人の役に立ち、必要とされるから幸せを感じることができる。だから、彼女たちは、あんなに必死になって働こうとするのだと気づかれたとの事です。「今日もよく頑張ったね、ありがとう」と声を掛けると、知的障がい者の人たちは、心からうれしそうな顔をされ、健常者がごく当たり前だと思っていたことの中に、人間の究極の幸せが存在することに気づいたといわれ、経営者として「人に幸せを提供できるのは、福祉施設ではなく、企業なのだ」という信念を持つようになったといわれておりました。「今の日本理化学工業があるのは、知的障がい者の社員たちのおかげであり、私や健常者の社員たちが「働く幸せ」とは何かを教えてもらったのです」と言われました。数字が苦手な知的障がい者でも、正確に分量・サイズを測れる道具の工夫や作業時間を短縮する段取りを工夫し、ＪＩＳ規格をクリアした高品質のチョークを、一日に十万本製造し、品質・生産性は業界トップクラスだそうです。その後、工場内を視察しましたが、社員さん全員が生き生きと働いておられました。会社の玄関に「働く幸せの像」があり「人に愛されること、人にほめられること、人の役にたつこと、人から必要とされること、の四つです。働くことによって愛以外の三つの幸せは得られるのです」と刻まれていました。福岡県にもこんな企業や就労施設が在るのではないでしょうか。是非、このような企業や就労施設をしっかりと支援して頂くよう、要望しておきます。

次に「障がい者応援まごころ企業の認定」要件に、一年間に十万円以上の物品の購入と当該施設からの推薦を受けることとなっているが、購入して、なぜ購入先から推薦を戴く必要があるのか、また、十万円となると、まごころ製品も価格が色々あり、物品購入が一施設だけでなくその他の施設からも購入するなど、複数から購入することもあると思うが、そのときは、どこから推薦をもらうのか、お聞きします。

新雇用開発課長

購入先の施設から推薦を受けることを認定の要件にしているのは、県が購入の事実を確認してまごころ企業を認定するにあたり、認定を受ける企業の手続きの負担を極力軽くするためであります。加えて「まごころ製品」の販売に日々努力されている施設の皆さんにとっても、この制度を通して、施設の製品を企業に知っていただき、さらには、継続してご購入していただくきっかけとなるよう、施設からの推薦という手続きを組み入れております。推薦は、全ての施設からは必要なく、購入した施設のうち一ヵ所からの推薦書で認定を受け付けております。

桐明

認定手続きに当たっては「まごころ製品」を購入し、企業内でどのように使われるか等、申請内容についてどのように確認しているのか、お聞きします。

新雇用開発課長

認定手続きにあたっては申請者である企業・事業者と直接やりとりをし、購入したまごころ製品の具体的な内容や従業員数、購入した企業と施設が同一法人でないか等について確認し、適正な場合は、まごころ企業として認定しております。

桐明

県では応援まごころ企業を積極的に広報・周知しておられますが、さらに普及拡大するためには、県の入札要件での評価項目に加えたならどうかと思いますが、考えをお聞きします。

新雇用開発課長

この制度は、できるだけ多くの企業に参加していただき、取り組みの裾野を広げることを主眼として実施しております。このため、認定要件となる購入金額を年間十万円と比較的取り組みやすい金額に設定し、手続きも簡易なものとしております。こうした事から、現時点では入札参加資格審査時の評価項目とはしておりません。一方で委員ご指摘の通り、制度を普及するためには、企業にとってのインセンティブが大変重要であります。現在、インセンティブとしては、認定企業にシンボルマークを交付し、このマークを会社のパンフレットや名刺などに活用することで、自社のイメージアップや販売促進につなげていただくこととしております。さらに、協力金融機関による貸付金利の優遇制度も設けているところであります。県と致しましては、まずは広報媒体等を通じた認定企業のＰＲの実施に加え、現在のインセンティブを最大限に活用して認定企業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

桐明

最後に部長にお聞きしますが、障がい者の皆さんの工賃を向上させるためには、まごころ製品の売り上げ向上を今まで以上にやらなくてはなりません。そのためには、一定額の購入をしていただく、まごころ企業の認定数の増加が必要だと思います。福岡県内の企業数に対して現在七十六社であります。この数をどう思われますか。先ほどの課長の答弁では、認定企業の拡大に取り組んでいかれるとの答弁でしたが、普及拡大に向けた、部長の決意をお聞きします。

福祉労働部長

この「まごころ企業認定制度」は「まごころ製品」を一定額購入いただいた企業を県として認定することにより、企業に対してはイメージアップとなり、ＰＲにつなげていただくとともに、施設側にとっては、製品の売り上げ拡大や障がい者の皆さんの収入向上につなげるという、一石二鳥の効果を狙

った制度であります。現在、職員による企業・施設への働きかけや広報媒体の活用などにより、制度参加を呼びかけ、七十六社の企業をまごころ企業として認定しております。また、障がい者の皆さんの工賃を向上させるため、まごころ製品商談会や販売会、施設への商品力向上研修会の開催などを通じ、まごころ製品の売り上げ向上に取り組んでおります。県と致しましては、今後ともこの制度を普及させ、一社でも多くの企業に「まごころ製品」を積極的に購入していただけるようしっかり取り組んでまいります。

桐明

今部長に答弁していただきましたが、小川知事も「積極的に障がい者の皆さんの収入向上を図る」と発言されており、ぜひ知事のお考えをお聞きしたいと思いますので、委員長、知事保留の手続きをよろしくお願いいたします。

(委員長より、知事保留の手続きの許可)

知事保留質疑　福祉労働部

福岡県障がい者応援まごころ企業について

桐明

本年も一月二十日から、福岡三越にて第三回福岡県まごころ製品大規模販売会が開催され、多くの皆様が来場されており、知事もオープニングセレモニーの挨拶の中で「障がい者の皆さんと県民の皆さんのまごころの輪が、より一層広がっていくことを大いに期待しています」と挨拶されております。この「まごころ製品大規模販売会」の開催目的のひとつとして、障がい者の収入向上があり、県は平成二十八年度までに、障がい者の工賃が全国平均を上回るために「福岡県障がい者福祉計画第二期」を策定し取り組んでおられますが、資料によると、逆に平成二十三年から全国平均より差が大きくなっており、平成二十六年度では、一四四六円低い一万三三九二円となっております。

そこで知事にお聞きしますが、この結果をどうお考えになるか、また、障がい者の工賃向上を図るために、県としてどのように取り組んでいくのか、お聞きします。

小川知事

県では障がい者の工賃向上のため、障がい者優先調達法の推進はもとより「まごころ製品」として提供されている商品やサービスについて、品質向上、受注機会の拡大、受注力強化対策等の支援を行ってきました。こうした取り組みと併せ、ウェブサイト「まごころ製品ショップ」の充実や、二十八年度は新たに「まごころ製品」のロゴマークを障がい者の皆さんから公募し、対象製品への貼り付け等による「まごころ製品」の認知度向上に取り組むこととしております。また、大規模販売会につきまして、展示内容をサービス提供の分野にも拡げ「まごころ体験メガフェア」として実施する取り組みも行ってまいります。このような様々な取り組みにより、工賃の更なる向上にしっかり努めてまいります。

桐明

さて、私は「障がい者応援まごころ企業」の拡大を図ってまいります。

次に県では、働く障がい者を応援するために、障がい者が作った製品やサービスを福岡県内に本社または事業所を有する企業が積極的に購入することで障がい者の収入を向上するために「障がい者応援まごころ企業認定制度」を実施し、支援を行っております。この制度は、平成二十五年四月に障がい者優先調達推進法が施行され、国や地方公共団体は率先してまごころ製品を購入することとなりましたが、まごころ製品の中には、官公需では発注が見込めない製品も多くあることから、本制度により民間企業の購入を増やし、官民あげて働く障がい者を応援しようとするものであります。平成二十六年十月制度開始から、平成二十八年三月十一日現在で、認定数七十六企業、購入実績額三七〇五万円となっており、一企業当たり、年間四十八万円から四十九万円の購入があっております。

そこで知事にお聞きしますが、障がい者応援まごころ企業認定制度の取り組み状況をどう評価されるのか、また、今後どのようにして認定企業の拡大を進めていくのか、お聞きします。

小川知事

平成二十六年十月に本制度を創設して以来、購入先となる施設に対する説明会や経済団体・施設への戸別訪問を行なうとともに、広報媒体を活用し、障がい者応援まごころ企業制度への参加を呼びかけてまいりました。こうした取り組みに加え、平成二十八年度は新たに、清掃や箱折などの軽作業をはじめ、施設で作られた名刺や封筒など、企業で購入いただける「まごころ製品」を具体的に紹介するリーフレットを作成、配布し、さらに積極的な呼びかけを行なうこととしております。こういった取り組みを通じ「障がい者応援まごころ企業」の拡大を図ってまいります。

業」の認定企業をさらに拡大するために、入札要件の評価項目に入れてはどうかと思います。知事もご存知だと思いますが、福岡県の県入札参加資格審査を受ける業者は、委託業者で二六一二社、工事業者で二万三二七九社あり、一割の業者に当たる二五〇〇社が年間で十万円の認定企業となると、二億五〇〇〇万の購入額となり、民間企業の購入を増やし、官民挙げて働く障がい者を応援することとした本事業の趣旨と合っていると思いますが、知事のお考えをお聞きします。

小川知事

「障がい者応援まごころ企業」認定制度は、開始から一年半が経過し、認定企業は七十六社、累計購入額は、三七〇〇万円となっております。現在、認定企業にはシンボルマークの交付や広報媒体を通じたPR、さらに協力金融機関による貸付金利の優遇制度を設けております。このため、まずはこれらのインセンティブを活かしながら企業の皆様に「まごころ製品」を知っていただき、買っていただくことに力を注いでまいりたいと考えております。入札参加資格審査の評価項目を含め、今後の企業へのインセンティブの付与については、認定企業数の推移を見ながら検討してまいります。

桐明

最後に、働く障がい者を応援するには、障がい者応援まごころ企業を増やし、働く障がい者の工賃を向上させることと合わせて、障がい者自身が、働くことによって「働く幸せ」、つまり「人の役に立つこと、人から必要とされること」を感じられる企業や就労施設などでの作業内容などの改善も必要であると思います。障がい者が生き生きと働くことができる社会の現実に向けた、小川知事の決意をお聞きします。

小川知事

県では、委員ご指摘のように、障がい者の皆さんが働く喜びを込めてつくった「まごころ製品」を県民の皆様に買って戴いたり、また、障がい者の皆さんの提供するサービスをご利用いただくことで「まごころ製品」の拡大による障がい者の収入向上に取り組んできたところです。また、就職を希望する障がい者の皆様には、県内十三ヵ所に設置している障がい者就業・生活支援センターにおいて、個別の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、就職後も生活相談や職場への助言を行い、継続して仕事ができるよう、切れ目のない支援を実施しております。加えて、企業に対しては、障がい者雇用の先進事例や助成金などの紹介をすることなどにより、障がい者雇用に向けた働きかけを行なっているところです。これらの取り組みを進めることにより、障がいのある方が働くことを通じて、幸せを実感できる社会の実現をめざしてまいりたいと考えております。

県土整備部

福岡県区域マスタープランの改定について

桐明

次に、県内はそれぞれの地理的条件により消防・防災活動も違いがあり、現状を踏まえた対応が必要となります。

私の八女地域は熊本県・大分県に接する山間部であり、多くを山林が占めています。自然災害時の救助や大規模な山火事などの緊急事態に対応する体制や緊急時のヘリコプターを消防・防災活動に活用するためには、日ごろからの訓練を適切に行う必要があると思います。

そこで質問いたしますが、福岡県の航空応援体制の現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

また、合わせて、県内市町村がヘリコプターの出動を要請した場合の費用

負担は、どうなっているのか、お聞きいたします。

建築都市部都市計画課長

本県におきましては「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」略して「区域マス」と呼んでおりますが、区域マスについて定期的な見直しを行っております。今回の見直しは、昨年の十月本議会で議決いただいたうえで策定いたしました新たな「福岡県都市計画基本方針」に基づき策定するものでございます。区域マスは、県が市町村を越える広域的見地から具体の都市計画を推進していくため、おおむね二十年後の都市の姿を展望して定めるものです。今後の予定ですが、現在案の閲覧中でございまして、ホームページ等で公開しており、今後法定の手続きを経て決定することとなります。

桐明

次に、県全域の「公共交通軸」と八女地域における「公共交通軸」の設定について、資料に基づき説明ください。

都市計画課長

公共交通軸の設定についてでございます。図一が福岡県都市計画基本方針に記載している図、図二が今回区域マスの案において記載しております八女地域の公共交通軸の図でございます。それぞれの図には、広域拠点や拠点、基幹公共交通軸や公共交通軸を凡例に従って記載しております。本県におきましては、様々な都市機能が集積している場所(県内一一一箇所)を、平成二十年に拠点として区域マスに位置付け、拠点への大規模集客施設の立地誘導を行っているところです。今回、さきに定めた都市計画基本方針に基づき、拠点を相互に結び付ける公共交通軸を新たに設定することにより、ネットワーク化を図ることとしております。八女地域におきましては、図二の通り公共交通軸を位置付ける案となっております。図三は県全域の基幹公共交通軸の案を記載しており、基幹公共交通軸沿線においては、拠点と同様に商業施設等の都市機能の立地誘導を図ることを検討しており、今後、拠点の形成、また、ネットワークの形成を通じて、市町村の持続可能な都市づくりを支援してまいります。補足として、拠点と広域拠点の違いですが、拠点は身近な地域において都市機能の集積を図るため、立地の影響が一つの市町村にとどまる程度(延べ床面積三〇〇〇㎡以下の商業施設等)の大規模集客施設の立地を誘導し、広域拠点は広域的で多様な都市機能の集積を図るため、床面積等の規模上限なく大規模集客施設の立地を誘導します。説明は以上でございます。

桐明

国においては、住居、医療、福祉施設、商業施設等が適切に立地し、住民が公共交通により、これらの生活利便施設等に容易にアクセスできる「コンパクトシティー・プラス・ネットワーク」の形成推進することが示されており、このような考え方を踏まえ、本県の都市計画基本方針においても、拠点を結ぶ鉄道やバスなどの公共交通で行き来できる公共交通軸を設定することにより、都市機能のまとまりを形成しつつ公共交通を維持し、持続可能な都市づくりを目指すとされております。しかし、私の地元地域では、筑後地域において、鹿児島本線、西鉄天神大牟田線が基幹公共交通軸として設定され、一方、八女市・八女郡では、国道三号線と国道四四二号線が公共交通軸として設定されています。

そこでお聞きしますが、基幹公共交通軸と公共交通軸との違いについてお聞きします。

都市計画課長

公共交通軸とは拠点間を結び都市の連携を促進させる軸であり、この公共交通軸のうち、安全性、定時性、速達性等が特に高い鉄道について基幹公共交通軸として設定することとしております。

桐明

説明によると、公共交通軸で拠点を結び、持続可能な都市づくりを進めていくとの事ですが、八女市・八女郡には鉄道がなく、国道三号線と国道四四二号線は地元の重要な路線であり、基幹公共交通軸に設定されないと今後土地利用などに影響が出てくるのではないかと懸念されます。

県が市町村に配布しております、福岡県区域マスタープランの改定のポイントによると、八女市においては、改定により今後新たに公共交通軸沿線となる用途の拡大を図る場合は、その地域においては、大規模集客施設等の規模は床面積一万㎡以下で規制していくこととなります。一方、基幹公共交通軸沿線においては、制限がなく大規模集客施設等の規模は、床面積が一万㎡以上の誘導が可能となります。八女市は鉄道がないため、基幹公共交通軸の設定はありません。改定内容については「現在の八女市の土地利用の今後の影響は、ほぼ無いと考えます。但し、基幹公共交通軸と公共交通軸とでは、将来の土地利用に差が生じてくる可能性があります」と書いてあり、地元の市役所も大変心配しております。これは、どういうことなのか、お尋ねします。

都市計画課長

これまで、拠点以外の区域において大規模集客施設の立地を可能とする都市計画変更を行う場合は、個別の評価が必要でした。今回新たに設定する基幹公共交通軸沿線に置いては、この評価を省略することができるよう都市計画手続きの簡素化を図る方向で考えております。基幹以外の公共交通軸においても一定規模以上の大規模集客施設については従前どおり、個別評価を経たうえで立地が可能であり、また、一定規模以下のものについては、個別評価を省略できるよう考えており、いずれも規制緩和につながるものでございます。

桐明

県と市の考え方が、それぞれの立場で違う解釈をしているように感じます。次に、公共交通軸は拠点間を結ぶものとして、設定しているということですが、実際には公共交通軸に設定されていないバス路線もたくさんあります。

八女市・八女郡を支える公共交通としては、都市計画区域マスタープランの案で、設定されている公共交通軸だけでは少なく、追加や延長が必要と考えますが、お聞きします。

都市計画課長

都市計画区域マスタープランは、広域的観点から県が定めるものでございますので、今回、公共交通軸として設定しましたのは、広域的観点から拠点を結ぶものに絞って設定しております。今後、各市町村が法的計画等において維持していく公共交通を明示した場合などにおいては、必要に応じて都市計画区域マスタープランの改定を随時行うなど、その手続き等を市町村に対して周知してまいります。

桐明

次に、八女市や八女郡は鉄道が無いので、住民にとっては高速バスが鉄道のようなものであります。この高速バスについて、ネットワークの観点から、どのように認識されておられるのか、お聞きします。合わせて、私が県庁まで来るのに毎日使う高速道路は、鉄道とみなして、基幹公共交通軸とすることは出来ないのか、お聞きします。

都市計画課長

高速バスの八女インターチェンジバス停は、八女地域の重要な交通結節点であると認識しております。県としては、国の都市再生整備計画事業、いわゆるまちづくり交付金の活用についての助言を行うなどの支援をしており、この四月には、新たなバス停施設が完成すると聞いております。今後ともこのような支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。高速道路は、委員ご指摘の通り、鉄道並みの速達性などがあると考えられます。また、その高速バス停が他の公共交通軸と連携している場合もあり、このような箇所については、基幹公共交通軸と同様の取り扱いを検討してまいります。

桐明

鉄道はありませんが、八女市・八女郡にも基幹公共交通軸ができそうな答弁をいただき、少し明るさが見えてきました。最後に部長にお聞きしますが、人口減少社会の中で、コンパクトな都市づくりは、今後目指すべき町づくりの方向ではありますが、県内には地域によって人口動向にも違いがありますし、交通事情等も異なります。これからの都市づくりは、均衡の取れた県全体の発展を目指す観点からも、また、本年度からスタートする地方創生を推進する観点からも、市町村と緊密な連携のもと、進めていくことが重要であると考えますが、部長の考えをお聞きします。

都市計画課長

都市づくりについてでございます。県としましては、これまでも市町村との連携・協力のもと、適切な都市計画制度の運用を行い、良好なまちづくりに努めてまいりました。今後、人口減少、少子高齢化社会を迎える中、良好な都市づくりを進めていくためには、それぞれの地域の実情を踏まえ、また、広域的な視野を持ち、都市計画制度をうまく活用していくことが重要

と考えております。このため、県では、平成二十六年度に「福岡県まちづくり事業連絡会議」を設置し、市町村やまちづくり関係者との意見交換、情報の共有を行い、連携・協力して施策の勉強会、検討を進めております。また、市町村に対し、都市づくりに関する計画作りの支援、国の制度や先進事例等の情報提供も行っております。今後とも、このような取り組みに工夫を加え、地域の実情に応じた持続可能な都市づくりをしっかりと進めてまいります。

桐明
県と市町村との連携を十分に図っていただき、市町村からの修正意見もあるようでありますから、ぜひ反映していただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

県変更案

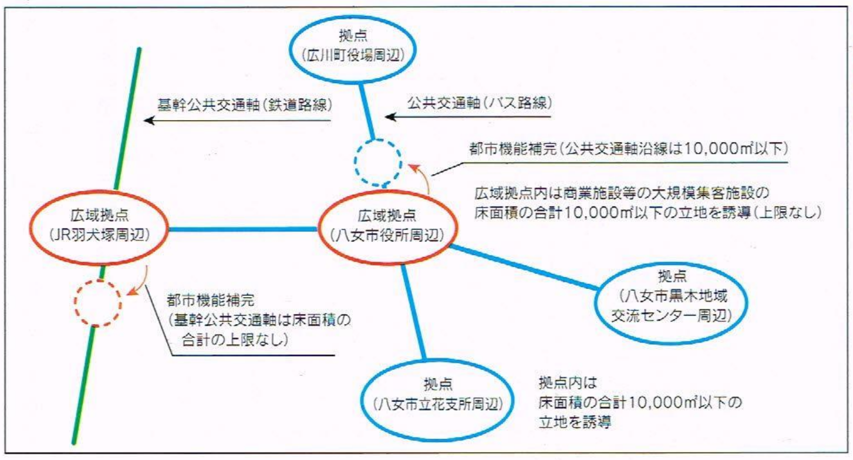

八女地域の公共交通軸

教育庁

教育現場における福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例について

桐明
本県では、平成二十五年三月二十八日に「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し「重点施策検討会」が設置され、その結果を基に平成二十六年三月に「福岡県歯科口腔保健推進計画」が策定されておりますが、県教育委員会は、どのように関わったのか、また、この計画に基づく「学童期むし歯予防推進事業」においてどのような取り組みが行われているのか、お聞きします。

体育スポーツ健康課長
県教育委員会においても「重点施策検討委員会」の委員として参画し「福岡県歯科口腔保健推進計画」の策定や「学童期むし歯予防推進事業」の実施に向け、協議を行う等関わっております。「学童期むし歯予防推進事業」は、科学的根拠に基づき行うむし歯予防のひとつであるフッ化物洗口について、学校関係者や保護者に必要な知識の普及を図ることを目的としたものであります。

桐明
本委員会、二日目の保健医療介護部へ対し、我が会派の大田満議員が質問し、答弁として「この取り組みを推進するには、保護者向け説明会の実施に向け、県教育委員会、県歯科医師会などと、これまで以上に連携を密にして、しっかりとスクラムを組んで、市町村と市町村教育委員会に働きかけを行い、保護者説明会が実施されるよう取り組んでまいります」と答弁されておりますが、県教育委員会としては、どのように考えているのか、お聞きします。

課長
県教育委員会としても「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」や「福岡県歯科口腔保健推進計画」に示されているとおり、子どもたちに科学的根拠に基づき行うむし歯予防について正しく理解させ、生涯にわたって実践できるように指導していく必要があると考えております。そのため、県保健医療介護部医療指導課と十分に協力して、フッ化物洗口に係る保護者説明会に向け、市町村教育委員会や学校関係者に対して丁寧に説明していく必要があると考えております。

桐明
それでは、今回取り組もうとしている「フッ化物洗口」に対して、県教育委員会として、どのように理解されているのか、また、先例地の取り組みとして、隣の佐賀県の取り組みがありますが、どう評価するのか、お聞きします。

課長
「フッ化物洗口」は、乳歯から永久歯に生え変わる時期にかけて、継続して実施することにより、大きな予防効果が得られることが実証されております。また、国においても平成十五年に「フッ化物ガイドライン」を発出し、フッ化物洗口が推奨されております。このため、県教育委員会では、県保健医療介護部医療指導課が進めている「学童期におけるフッ化物洗口の推進」に協力して取り組んでおります。

また、佐賀県では、平成十四年から小学校で「フッ化物洗口」の取り組みを始めており、平成二十五年度には、全ての小学校で実施されております。十二歳児の一人平均むし歯本数は、平成十六年度の二・三本から、平成二十六年度は、〇・八本に減少しています。このように、フッ化物洗口が普及することにより、むし歯予防に一定の効果があると考えております。

桐明
県教育委員会としても、フッ化物洗口が、一定の効果があると考えておられることがわかりました。

それでは、福岡県は福岡県歯科医師会委託事業として、平成二十六年度主要施策である「学童期における虫歯予防の推進」に取り組んでおり、平成二十六年から平成二十八年度の三年間で県内全ての小学校を対象に説明会を開催し、普及啓発を行うとされておりますが、実態をご存知か、お聞きします。

課長
平成二十六年度、平成二十七年度の学校関係者への説明会の実施状況についてでありますが、福岡市、北九州市の両政令市、国立・私立の小学校以外の四六五校を対象として行い、三二九校、約七割の参加があったと聞いております。また、平成二十八年度は、福岡市、北九州市の両政令市と国立・私立の小学校二八五校を対象として説明会を行う予定にしております。しかし、保護者説明会については、これまで実施された小学校は五校となっており、残念ながら普及啓発が進んでいない状況であります。

桐明
今の説明によれば、学校関係者への説明会は進んでいるようですが、肝心な保護者への説明会は進んでない実態であることがわかりました。

そういう状況の中で、現在、来年度からフッ化物洗口の実施を検討している学校が古賀市立青柳小学校と須恵町の須恵第一、須恵第二、須恵第三小学校の四校あるとお聞きしております。

まず、青柳小学校においては、学校歯科医が熱心にフッ化物洗口の実施に向けて活動していただいており、保護者説明会等においても積極的に学校と連携し、フッ化物洗口の効果等を伝えることができたと聞いております。

また、須恵町では、町全体として、できるだけ学校の負担をなくし、事業が実施できるよう学校歯科医会、保健行政、教育委員会、薬剤師会等の専門家からなるサポート体制の構築を検討していると聞いております。

私は、学校において、フッ化物洗口を行うことで、子どもが自らの健康を考えるという教育的な効果もあるのではないかと思っております。

このように、フッ化物洗口に前向きな学校の実施方法や体制整備等について、県教育委員会としても、全県的に情報提供をすることが今後の普及に繋がると考えますが、県教育委員会として、どのようにお考えか、また、今後どのように進めていくつもりなのか、お聞きします。

課長
委員ご指摘のとおり、青柳小や須恵第一、第二、第三小学校のようなモデル実践をしっかりと検証し、その取り

組みを啓発していくことは、大変重要であると考えます。今後とも、フッ化物洗口が大きな負担がなく始められること、安全性が高いこと等、様々な機会を捉え、これまで以上に学校関係者及び保護者に対して、フッ化物洗口の理解が進むよう努めてまいります。また、取り組みが進むよう、学校へのフッ化物洗口導入に係る学校の体制整備についても相談を受けたり、助言を行ってまいります。

桐明

最後にフッ化物洗口に対する教育長の認識をお聞きします。また、今後どのように「学童期むし歯予防推進事業」を進めていくつもりなのか、本事業に対する教育長の決意をお聞きします。

教育長

「フッ化物洗口」については、科学的根拠に基づき行うむし歯予防方法の一つとして、子どもたちにとって一定の効果があると認識しております。そのため、県医療指導課とこれまで以上にしっかりと連携して「学童期むし歯予防推進事業」に取り組み、フッ化物洗口の理解が進むよう努めてまいります。さらに、県外における先進的な取り組みを行っている学校の事例研究、また、県内では、健康教育推進校等におけるフッ化物洗口に向けて実施方法等の研究を進めてまいります。

桐明

本事業は保健医療介護部との連携が必要であり、なによりも、学童期のむし歯予防は将来の歯の健康づくりの土台となることだけでなく、児童自らの健康を守ることであり、本県の将来を担う子どもたちにとって重要な施策でありますので、ぜひ知事の考えをお聞きしたいので、委員長、知事保留の取り計らいをよろしくお願いします。

（知事保留）

知事保留質疑　教育庁

教育現場における福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例について

桐明

冒頭ではありますが教育現場におけるとしておりますので教育庁所管となりますが、本事業を推進するためには、保健医療介護部との連携が不可欠でありますので、教育長の決意もお聞きしておりますが、ぜひ、知事にもお考えをお聞きしたいので質問をします。

本県では、平成二十五年三月に「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、平成二十六年三月に「福岡県歯科口腔保健推進計画」が策定され、この計画に基づき福岡県歯科医師会委託事業として「学童期におけるむし歯予防の推進」において、県内の小学校で「フッ化物洗口」の啓発普及がなされています。

そこでまず、知事の「フッ化物洗口」についての考えをお聞きします。

また「フッ化物洗口」の先例地の取り組みとして、隣の佐賀県の取り組みがありますが、知事はどのように評価するのか、お聞きします。

小川知事

平成十五年に厚生労働省が「フッ化物洗口ガイドライン」を定め、その中で「特に四歳から十四歳までの期間に実施することが、むし歯予防対策として最も大きな効果をもたらす」と明記し、推奨しております。また、平成二十六年三月に策定いたしました「福岡県歯科口腔保健推進計画」にお示ししたとおり「フッ化物先口」は科学的根拠に基づき行うむし歯予防の一つであり、学童期のむし歯予防に一定の効果があると考えております。

佐賀県では、平成十四年度から小学校で「フッ化物洗口」の取り組みを始め、平成二十五年度には、全ての小学校で実施され、むし歯の減少に繋がったと聞いております。そのため「フッ化物洗口」は学童期におけるむし歯予防に対して効果があると考えております。

桐明

平成二十六年度から実施している「学童期におけるむし歯予防の推進」を県内全ての市町村で進めていくためには、学校関係者や保護者への説明が必要であるが、現状として、なかなか進んでいない状況でありますが、今後どのように進めいていくつもりなのか、知事の考えをお聞きします。

小川知事

委員のご指摘どおり、保護者説明会については普及啓発が進んでいない状況にあります。今後、これまで以上に市町村教育委員会、学校関係者や保護者に対して、丁寧な説明を行い、県下全域で保護者説明会が実施できるよう、県教育委員会と連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

〈9月定例議会の日程〉

開　会	9月14日(水)
代表質問	9月21日(水)、23日(金)
一般質問	9月26日(月)、27日(火)、9日28日(水)
常任委員会	9月29日(木)、30日(金)、10月3日(月)
閉　会	10月5日(水)

福岡県議会視察

3月2日 八女商工会議所金融情報委員会の皆さんが県議会傍聴にみえ、井上忠敏議長を表敬されました。

7月27日 JAふくおか八女青年部役員OBのみなさんが県庁視察及び農林水産部幹部との意見交換に来庁されました。（知事室にて小川洋知事を表敬時の写真）

＊県議会傍聴及び県庁視察を希望される方は桐明事務所迄ご連絡下さい（準備の都合上、出来ましたら一ヶ月位前迄にお願いいたします）

桐和会

平成28年熊本地震災害義援金のご報告

平成28年6月2日、八女上陽ゴルフ倶楽部にて開催しました桐和会において、皆様より御協力いただきました義援金119,655円は、福岡県福祉労働部を通じて、社会福祉法人熊本県共同募金会へ寄託いたしました。以上、ご報告させて頂きます。

農林水産委員会管内視察（八幡農林事務所管内）平成28年1月12日～13日

（敬称略）

1.管内農林水産業の概要

1)管轄区域は、北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町の2市4町。

2)総土地面積60.13haのうち、耕地面積4.2ha(7.1%)、森林面積　22.9ha(38.1%)と県全体と比較してどちらとも割合が低く、都市計画用途地域が圏域の約40%を占める典型的な都市型農業地域である。

3)人口は、1,116,597人(県人口の21.8%)、世帯数539,276戸(県総世帯数の23.2%)である。

4)産業別就業人口に占める第一次産業従事者の割合は、0.9%と県平均の2.9%に比べて低く、第二次産業就業人口は、23.9%を占め、県平均の19.8%を上回っている。

2.管内農林業の課題と方向性

農業

1)現状　北九州地域は、約4割を市街化区域が占める都市型農業地帯で、100万の人口を有する大消費地の地の利を活かし、新鮮で安全な農産物を提供する農産物直売所やそれらを利用した地域特産品の開発・販売が多数展開している。また、学校給食への地元農産物の提供も増加している。

品目では、水稲、麦、大豆のほか、キャベツ、ブロッコリー、スイカ、ビワなどの様々な農産物を生産している。

2)課題　地域農業を担う経営能力に優れた農業者・農業経営体の育成が必要。

都市近郊の有利性を活かした地産地消の推進による足腰の強い安定した産地づくりが必要。

都市住民の広範な支持を得るため、環境に配慮した安全・安心な農産物の生産が必要。

3)方向性と取り組み　園芸農業では、雇用型経営、水田農業では、法人化を進め、経営の効率化を図ると共に、新規就農者の拡大、女性農業者の社会参画を推進する。

地域内に大消費地を有する利点を活かし、地元への直接販売を強化するとともに、加工・業務用や学校給食への供給を推進する。

環境負荷を低減する農業(減農薬・減化学肥料栽培)や安全・安心な農産物の生産に向け、農業生産工程管理(GAP)の導入の推進を行う。

森林・林業

1)現状　市街地に隣接した森林が多く、生活環境の保全や土砂流出防止などの公益的機能が重視されている。

人工林率は32%と県平均の約半分であり、原木生産は盛んではない。民有林の約1割を竹林が占めており、たけのこ生産が盛んで、小倉南区の「合馬たけのこ」は、姿・色あいが良く、柔らかで、エグ味の少ない風味豊かなたけのことして、県内外でも高い評価を得ている。

海岸松林では、近年松くい虫被害が急増したため、平成25年度から、伐倒処理の徹底と予防対策の強化に取り組んでいる。

2)課題　急峻な山際まで住宅等が密集している地区が多く、集中豪雨による山地災害が懸念される。

「合馬たけのこ」は、生産者の高齢化や裏年には生産量の減少で生産量が伸び悩んでいる。ブランド力を維持するには、表年・裏年にかかわらず一定の生産量の確保が必要。

急増した海岸松林の松くい虫被害を収束させるため、松くい虫駆除の徹底と予防対策の強化が必要。

県産材の供給力強化と需要拡大を図るため、間伐材の搬出と主伐の推進、県産材利用促進が必要。

3)方向性及び主な取り組み

山地災害に対する取り組み

治山事業の推進、荒廃した森林の再生

合馬たけのこの表年・裏年による生産量の増減の縮小に向けた取り組みやたけのこ生産林の基盤整備の支援

技術的支援、たけのこ生産林の基盤整備

松くい虫被害対策の強化

関係機関と連携した対策の実施

県産材の供給力強化と需要拡大の取り組み

間伐材の搬出と主伐の推進、公共建築物等の木造・木質化の推進

市町要望事項

中間市　有害鳥獣被害防止対策について

国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業における補助事業の長期的な継続を図っていただくよう国への要望をお願いします。

有害鳥獣捕獲活動に対する緊急捕獲交付金について、平成27年度においては市町の要望に対し国の予算配分額(内示)が大幅に縮減されました。つきましては、来年度以降の予算の確保について、国への要望をお願いします。また、県単独事業である有害鳥獣広域捕獲対策事業の予算の確保をお願いします。

有害鳥獣捕獲員の人材発掘・若手育成につながる有効な対策の検討をお願いします。

芦屋町　柏原漁港区域内に漂着するゴミ対策について

柏原西方の荒波対策について

松くい虫被害対策及び松植栽に対する県森林環境税の適用拡大等について松くい虫被害対策事業(松の植栽)について、県の森林環境税を適用すること。

森林環境税を財源とした補助制度について、被害が沈静化するまで継続すること。

森林環境保全直接支援事業を活用して、松を植栽する場合の面積要件等の緩和と補助率の引き上げを行うこと。

松くい虫被害木調査委託費用に県費補助の適用をすること。

薬剤散布を実施した箇所においても樹幹注入を補助対象とすること。

岡垣町　暴風保安林の松枯れ対策の充実について

松枯れ被害の拡散を防ぐため、市町が行う松枯れ被害対策に対する補助制度の拡充と見直しを図ること。

予防事業として薬剤散布に加え樹幹注入を実施する場合においても、補助対象とすること。

松枯れ対策については、住民を巻き込んだ活動が重要であり、ボランティアによる活動に対する支援の充実を図ること。

国、市町の意見を踏まえた長期的な暴風保安林保全施策を実施すること。

遠賀町　福岡県農業振興対策事業(水田農業担い手機械導入支援事業)の継続と予算拡大について

現地視察

1.遠賀地区の海岸松林における松くい虫被害（三里松原防風保安林）

岡垣町・芦屋町

○概要　岡垣町の波津海岸から芦屋海岸まで、県内一の規模を誇るクロマツ林「三里松原」が広がっている。遠賀地区の保全すべき松林は、ほとんどが国有林(林野庁所管、防衛省)で、国有林約610ha、民有林約20haとなっている。この松林は、潮風や飛砂から人家や農地を守る重要な機能を有しているが、近年松くい虫被害が急増している。

○被害状況　遠賀地区の海岸松林における松くい虫被害は急増し、平成25年度の被害量は、約7,800m³となっている。県は、平成25年度から森林環境税を活用し、防除対策予算を前年度の約3倍に増額し強化した結果、平成26年度の民有林は、被害量約300m³と前年度の68%に減少した。国有林においても対策強化を図り、被害量は約6,400m³と前年比82%に減少した。

○松くい虫被害対策の実施状況

防除事業予防事業として、ヘリコプターで散布する「特別防除」や、地上から噴霧機で散布する「地上散布」を実施。

駆除事業として感染源となる被害木を伐倒して破砕や焼却を行うことで、木の中にいるカミキリ虫の幼虫やサナギを殺す「伐倒駆除」を実施。

民国連携の強化森林管理所、自衛隊、県、町からなる「遠賀地区松くい虫被害対策会議」を通じて、民国の連携強化を図り、被害拡大の防止に努める。

地域住民等による松林保全活動岡垣町内の林野庁所管松林においては、平成6年に設立された「三里松原保安林保全対策協議会」が中心となって、ボランティアを募り、松葉かきや松苗の植樹などの活動を継続的に行っている。また、航空自衛隊芦屋基地内や芦屋町有の松林においても地域住民等による松苗植樹を積極的に行っている。

1)航空自衛隊芦屋基地内

（説明者　教務課装備班長　一等空尉　光末雅之様）

9万本の松の内、平成27年度は、約1割の8千本を伐倒している。

対策として、1/4期に空中散布、地上散布、合わせて前年度未処分の伐倒を行う。

3/4期に枯れ松に対して伐倒対象本数を調査し、4/4期に樹幹注入や伐倒を行う。

年間1500本の植樹と月5日の松葉かきによる松樹愛護運動を行っている。

2)三里松原(国有林)

（説明者　林野庁九州森林管理局福岡森林管理署署長　西林寺　隆様）

被害状況　平成21年度から毎年前年度比で増加していたが、平成26年度は、前年度比75%に減少した。

被害対策　予防散布対策として、5月と6月に空中散布(290.36ha)と5月に地上散布(2.73ha)を行った。

2.農村地域の排水対策（農業水利施設の長寿命化東黒山地区）

1)事業目的　本施設は、県営湛水防除事業で造成した施設で、10年以上が経過し、最近機能低下によりポンプ施設の不具合が発生し、受益農地や周辺施設への被害を及ぼす危険性がある。

このため、機能保全計画を策定し、計画に基づいた対策工事を実施することにより施設の機能を維持し、被害を未然に防止するとともに、施設の効率的な長寿命化を図る。

2)概要

事業名	農業水利施設保全対策事業
採択年度	平成24年度
工期	平成25年度～平成28年度
総事業費	94,000千円(工事費92,000千円)
受益面積	A=55.0ha
事業負担区分	国　50%　県　25%　町　25%

3)事業内容

機場工	水槽、排水路の補修、ブロック積みの補修・更新
建屋工	内外壁、屋根のひび割れ補修
排水機工	原動機、空気圧縮機の補修
除塵機工	部品交換
ゲート整備	水密ゴム取替、開閉機の補修、更新.

3.若手農業者を中心とした競争力あるキャベツ産地の再編（北九州市若松区キャベツ産地）

1)地域の概要　若松区は、日本海に面した畑地を中心に、都市近郊野菜産地として発展。特にキャベツに関しては、部会員数35名、作付面積84haで県内最大、九州でも有数の産地である。(国の指定産地)

2)産地の概要

組織名	JA北九若松そさい部会キャベツ班
構成員	35名
作付面積	100ha
販売数量	4,500t
販売金額	28,874万円
販売方法	市場出荷(北九州青果、関東、沖縄等)、契約取引(加工業務用　25%)

3)産地の特長　キャベツ班代表と関係機関で「若松キャベツ産地戦略検討会」を立ち上げ、行動計画をまとめた「産地戦略」を策定。将来を担う若手農業者を中心とした「生産販売委員」を新設して迅速な意思決定が可能な組織体制とし、部会活動を活性化した。

○販売戦略では、旬を迎える冬に日本海からの冷たい潮風がほ場に強く吹きつけることから「若松潮風キャベツ」と命名、商品登録を行なうとともに、PRのためののぼりやリーフレットを作成し、ブランド化を推

進している。

○生産戦略では、大規模農家への大型鉄コンテナ出荷の導入により労働時間の短縮や海水の葉面散布や「豊前海一粒かき」を活用した石灰資材の施用により、ブランドイメージを強化。

4.女性農業者による6次産業化の取り組み
(地元農産物を活用した農山加工品の生産販売による地域の活性化)

1)組織の概要　JA北九そさい部会の女性組織「若菜会」のメンバーで運営する加工組織。特産の高糖度トマト「若松水切りトマト」を贅沢に使用したジャムをはじめ、若松区域で生産する農産物を活用した加工品を開発・販売し、地域農業の6次産業化推進と若松地域の農産物の認知度向上・販売促進に貢献している。

組織名　JA北九そさい部会若菜会　かっぱ工房
構成員　6名
代表者　中野みち子
加工品の販売先　地元イベント、JA直売所等を主体に販売

2)取組内容　平成19年にJA北九の直売所「かっぱの里」オープンと同時に加工品の製造・販売を開始。

○農作業終了後の夜間にJA直売所の加工施設に集まり、試行錯誤しながら加工品の開発・製造を行なっている。(商品開発に当たっては、平成24、26年度女性農業者能力発揮事業(新商品開発支援事業)を活用)

○主な商品　野菜ジャム(トマト、あおトマト、とよみつ姫、ゴーヤ、むらさきいも、かぼちゃ、にんじん)
野菜ゼリー(とまと、ほうれん草、すいか、にんじん)
西瓜糖、極みのトマト「塩ジャム」

5.園芸導入による法人経営の安定化
(土地利用型経営に野　菜を取り入れた集落営農の展開)

1)地域の概要　木守地区は、土地利用型作物の米・麦・大豆を主に、フキや露地野菜といった園芸品目も多く栽培されている。

2)経営の概要
組織名　農事組合法人　きもり
代表者　代表理事　芳村正博
設立　平成25年4月
組織体制　組合員数12名(理事5名、監事1名)常時雇用者1名パート3名
経営状況　水稲8ha, 大豆21.2ha、小麦14.4ha、大豆13haブロッコリー2.2ha、オクラ30a、ソラマメ30a(オクラ後作)
施設シュンギク18a、施設ホウレンソウ、コマツナ18a

3)経営の特長　平成25年から農事組合法人に法人化。協業化により生産性の向上を目指し、組合員の共同利益を増進することを目的とする地域の中心的な担い手である。

○法人経営の安定化を図るために、土地利用型に加え収益性の高い園芸品目を取り入れた経営の複合化を図り、併せて雇用型経営を行なうことで活力ある農業経営の確立をめざしている。

○露地園芸品目として、平成27年度より比較的軽作業で販売が安定しているブロッコリーを計画的に作型配分しながら作付け、労力の分散と冬季の収益確保をはかつている。

○今後は、軟弱野菜の周年栽培により、安定した所得確保と計画的な作業体系構築による雇用型経営の確立が見込まれる。

農林水産委員会管内視察（福岡農林事務所管内）平成28年2月8日～9日
(敬称略)

1.概要
市町村数は、17市町(9市8町)、人口2,488,114人(県全体の49%)、世帯数1,133,948世帯(県全体の51%)総土地面積1,172k㎡(県全体の24%)、耕地面積13,112ha(県全体の15%)、森林面積48,863(県全体の22%)、農家数10,821(県全体の17%)、林業経営体535経営体(県全体の19%)となっている。

2.課題と方向性
1)農業

福岡農業圏では、米麦、イチゴ、などの施設園芸、ブロッコリーなどの路地野菜、花き、畜産などの様々な農畜産物や安全・安心にこだわった農産物が生産されている。また、大消費地に近い立地条件を生かし、多数の農産物直売所が開設され、地産地消も活発である。

①水田農業においては、需要の減少による米価の低下が続いており、生産コストの一層の削減が必要。また、高齢化の進展を踏まえ、集落営農組織や個別大規模農家の育成・確保が必要。
②園芸農業においては、イチゴ・キュウリ・トマト・花きなど収益の高い経営では、後継者の確保が進みつつあるが、全体として担い手が高齢化し、規模拡大の推進とともに担い手の確保が必要。
③農産物直売所の販売額は、約124億円(平成26年度)で県内の約1／3を占めているが、出荷者の確保及び品揃えの充実などが必要。
④地域の農畜産物を活用した6次化商品の開発や販路拡大が必要。
⑤鳥獣被害額は、2億7千6百万円(平成26年)と依然多く、引き続きの被害防止の取り組みが必要。

主な取り組み
①担い手確保・育成対策
②農産物直売所への支援
③6次産業化対策
④鳥獣対策
⑤ため池の整備促進
⑥排水機場等の農業水利施設の長寿命化対策

2)林業

管内の森林は、利用可能な森林(スギ、ヒノキの41年以上)は、2万haを超えており、木材生産が行なわれている。また、森林の近くまで住宅が拡大している。
海岸松林では、平成24年度に松くい虫被害が甚大であったため、予防のための薬剤散布や枯れた松の伐倒駆除の強化及び被害跡地へのマツの植栽など再生に取り組んでいる。

①木材として利用可能なスギ、ヒノキ林は、85%と県平均より高いため、計画的に主伐を推進し、森林の世代サイクルの回復を図ることが必要。
②災害に強い森林づくりが急務。
③海岸松林は、国有林と民有林が隣接しているため、効果的な松くい虫被害対策を推進するために、国及び市町と連携した一体的な予防、駆除が必要。

主な取り組み
①主伐及び搬出間伐を推進する取り組み
②災害に強い森林作りの取り組み
③松くい虫被害対策

3)水産業

主な課題
①まき網漁業の経営改善に関する研究
②サワラの鮮度保持技術の開発
③実践可能な藻場再生技術の開発
④アサリ増殖手法の開発

現地視察報告

1.木造公共施設　子育て支援施設「かすやこども館」(糟屋郡篠与丁)

1)概要
構造　木造2階建て
床面積　1342.83㎡
工期　平成27年8月3日～平成28年3月22日
事業名　平成26年度福岡県森林整備加速化・林業再生事業
建築工事費　470,070千円
補助金　190,562千円
使用木材　333㎡(うち県産材212㎡)

2)特長的な取り組み
①準耐火木造の施設であり、柱を太くすることにより、外縁が燃えて断面が小さくなっても残った部材で建物を支えるよう設計されている。
②その他通常基準の柱材についても不燃の石膏ボードで被覆され、安全性の高い構造となっている。

2.農村加工所「まんま実～や」(6次産業化に取り組む農村女性グループ)

1)概要
住所　古賀市新原
代表者　船越美治代
構成者　古賀市の農業女性13人で発足、現在は14人のメンバーで作業しいてる。毎日午前6時から作業開始

地元産の農産物を使用し、ジャムや郷土料理等の商品を地元食品会社と連携し、製造・販売している。
商品は、地元直売所で販売し、農業を軸としながら活動の幅を広げ、K－1グランプリ(古賀市の一品グランプリ)や地域でのイベントに積極的に参加し、地域活性化に貢献した活動で、平成26年度に食アメニティコンテストで農村振興局長賞を受賞している。
市内の学校での食育活動にも力を入れ、地元青柳小では、特産のみかんを使った調理実習、各小学校や子ども会でみそ造り体験学習、古賀東中の早朝学習活動でおにぎり提供などを行なっている。

2)事業内容
①実施事業　農村女性チャレンジ支援事業(トップランナー育成事業)
②実施年度　平成20年度
③事業量　加工用機器、調理用品、事務用機器等
事業費　302万円
補助金　143万8千円

国、市町の意見を踏まえた長期的な暴風保安林保全施策を実施すること。

3.JA糟屋青年部(特産品づくりを通した地域活性化)

1)概要
地元の名物を作ろうと取り組んだ「すいーツコーン」づくりによる地産地消の推進や保育園等における食の大切さを伝える食育活動等。
組織名　JA糟屋青年部(127名)
住所　糟屋町大字大隈(JA糟屋本所内)
部会長　長崎隆児

2)活動内容　①スイーツコーンを地域の特産品とする取り組み
②食育活動
③青年部による婚活パーティー

3)特長　①平成26年2月開催の第60回JA全国青年大会において最優秀賞を受賞
②平成27年度は、平成28年度2月に行なわれるJA青年の主張全国大会に出場予定
平成26年度福岡県青年農業者会議プロジェクト発表で、福岡県代表として九州大会に出場

4.三宅牧場「まきば」(加工品をとおして新しい農業の形を目指す)

1)概要
三宅静恵氏は、短大卒業後一般企業に勤めたが、平成8年に両親の三宅牧場に転職。その後、加工所「まきば」を立ち上げ、三宅牧場のもち米を使ったもちの加工を始めた。販売の拡大に伴い、平成18年に現在の直営店を併設した加工所をオープンした。
代表　三宅静恵　筑紫野市大字常松
設立　平成14年加工所開始、平成19年合同会社設立
経営内容　もち、地鶏おにぎり、ポン菓子等
年商　約3,500万円
従業員　9名(パート)

2)取り組み　子育てをしながら我が家のもち米を加工し販売を開始。30歳代で法人化し、合同会社の代表となる

など、若手女性農業者のモデルとなっている。
子育て世代の女性が働きやすい雇用環境を整え(労働時間2～8時間)地域の女性を積極的に雇用し、地域貢献につながり、平成25年度農山漁村男女共同参画優良活動表彰で、農林水産大臣賞を受賞している。

○目標理念　安心・安全・美味しい食をお届けします。
行動理念　私達は、子ども達に安心して食べさせられる食品を作ります。
私達は、お客様の細かいニーズに応えます。
私達は、スタッフの家族も幸せになる職場づくりをします。

商品は、直営所、直売所、地元スーパーのほか、ホームページやよかもん市場、フェイスブックで販売、情報発信している。

5.予防治山事業「西隈地区」
(自然環境や景観に配慮した山腹工事・ノンフレーム工法)

1)事業の経緯　直下に人家や国道があり、今後の豪雨により大規模な崩壊が発生する危険があるため、治山工事を行なうこととなった。
住宅裏の工事であるため、環境や景観、工事施工中の安全性などを考慮し、ノンフレーム工法を採用した。
この工法は、既存樹木の根茎による表層土砂の抑制効果を活用した工法で、樹木の伐採や土砂を削り取ることなく斜面を安定させることができる。

2)概要
所在地　筑紫郡那珂川町
事業名　予防治山工事
工　期　平成26年～28年
事業費　1億1千万円(国費50%、県費50%)
面　積　0.17ha

6.県営水環境整備事業「裂田の溝」

1)本地区は、日本書紀にも記載されている裂田水路と周辺の歴史的資源を一体的に整備を行なうことで、歴史的水路の保全、地域住民がより身近に感じ、憩える場としての水辺環境の提供を目的としている。

2)事業の概要
事業名　県営水環境整備事業
地区名　山田・安徳地区
事業期間　平成15年～平成20年
事業費　6億3千万円
(国費50%、県費25%、町費25%)

3)特長　日本最古の農業水路で、重要な歴史遺産であり、遠方からの歴史ファンがこの国家的事業に思いを馳せている。

農林水産常任委員会報告

農林水産委員会議事録　平成27年9月7日(月曜日)
議会棟4階常任委員会室

1.調査事項

1)台風15号による農林水産業の被害報告について(9月1日現在)

農業関係		
農作物	3,189ha	8億9,300万円
畜産関係施設	23箇所	2,600万円
温室等栽培施設等	49ha	5億1,800万円
農協等共同利用施設	39箇所	1,500万円
農地・農業用施設	28箇所	7,500万円
	合計	15億2,700万円
森林・林業関係		
林地	1箇所	2,000万円
立木	37ha	5,200万円
林業用施設	3箇所	1,000万円
	合計	8,200万円
水産業関係		
漁船	51隻	70万円
ノリ加工・養殖施設	18施設	1,400万円
漁港	4箇所	20万円
共同利用施設等	36箇所	300万円
(漁協等)	合計	1,790万円
	合計	16億2,690万円

農林水産業被害
被害対応
○農家に対して、被災直後からハウスの点検や早急な修復、病害予防の殺菌剤散布などを指導。
○各農業共済組合に対し、農家への被害申告の徹底、適切な損害評価の実施を指導。
○森林組合等に対し、風倒木処理の安全な作業方法について指導。
○カキ養殖業者に対し、ロープの締め直しなど養殖イカダの補修を指導。

2)新しい水稲品種「実りつくし」の出願公表について
(1)概要
福岡県では、夏季の高温に強い、新しい水稲品種「実りつくし」を開発。
種苗法に基づき、本年3月30日に農林水産省へ品種登録出願を行い、8月24日に出願公表された。
「実りつくし」は、夏季の高温でも中心が白い未熟な米の発生が少なく、外観品質に優れ、食味が良い。
「ヒノヒカリ」より収量が10%程度多く、収穫時期は1週間程度遅い10月中旬頃。今後、農林水産省の審査を経て、平成30年頃に品種登録される見通し。
(2)導入の考え方
平成28年から県内限定で栽培し「ヒノヒカリ」に代えて普及を図る。
ヒノヒカリとの収穫作業の競合がなくなり、4年連続特A評価の「元気つくし」の作付け拡大にもつながる

3)新規就農者の育成・確保について
(1)これまでの取り組み
県では、新規就農者を毎年200人確保する目標を設定し、国の青年就農給付金制度や営農から生活関連まで一体的に受け付ける市町村相談窓口の開設などの県独自の就農支援を実施している。
(2)新規就農者の状況
○平成24年度以降、新規就農者は毎年200人を超え、平成26年度は217人。
○新規就農者の約9割を農家子弟のUターン就農者と農外からの新規参入者が占め、特に新規参入者は、平成22年の27人から大幅に増加し、平成26年度は88人。
○女性の新規就農者も平成22年度の7人から大幅に増加し、平成26年度は3人。
(3)今後の課題
○営農から生活関連まで一体的に受け入れる市町村相談窓口を更に増やすとともに、日々の相談相手となる「就農里親」の設置に対する支援。
○女性が取り組みやすい品目や営農の知恵・技術を紹介したパンフレットの作成や、地域で活躍する女性農業者によるサポートを実施する。
○東京で開催される移住・定住フェアへの就農相談ブース出展や農業大学と農業高校との交流事業など、新規就農者の育成・確保に努めていく。

2.報告事項

1)平成27年度福岡県特定家畜伝染病防疫演習の実施について
(1)趣旨
鳥インフルエンザは、昨年度熊本県他4県で発生し、約46万羽の、鶏が殺処分された。また、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫、は、終息に至るまでに4ヶ月を要し、約30万頭の牛や豚が殺処分されるなど、甚大な被害をもたらした。このため、県は万一の際に迅速かつ的確に初動防疫対応を行うため、鳥インフルエンザ及び口蹄疫を対象とした防疫演習を実施する。
(2)概要　机上演習(鳥インフルエンザ)
○開催日　平成27年10月1日 木曜日 13時30分～17時
○会　場　福岡県庁　講堂
○内　容　発生を想定した机上防疫演習
参加予定者
県関係機関、市町村、農協、畜産団体、防疫支援協定団体等　約100名
実地演習(口蹄疫)
○開催日　平成27年11月11日 水曜日 10時～16時
○会　場　座学　八女市立総合体育館
実地演習　八女郡市畜産農業共同組合敷地内
○内　容　座学　発生時の防疫措置の概要
実地演習　感染防護具の着脱、殺処分及び埋却処理、消毒ポイントの設置、運営
参加予定者
農林水産省、九州各県、県警察本部、県関係機関、市町村、農協,畜産関係団体、防疫支援協定団体等約200人

2)ウッドフェスタ2015福岡の開催について
(1)趣旨
県では、県産材利用の普及・啓発に取り組んでおり、その一環として、木とのふれあいを通じて広く県民に気の良さや木材を利用する意義などを理解していただく。
(2)概要
○主　催　ウッドフェスタ福岡実行委員会
(共催　福岡市)
○会　場　福岡市動物園
○開催日　平成27年10月11日(日曜日)～
12日(月曜日・祝日)
9時30分～15時
○内　容　木育広場、チビッコ木工教室、木と竹展示・情報コーナー、児童・生徒木工工作コンクール

農林水産委員会議事録　平成27年10月6日(火曜日)
議会棟4階常任委員会室

1.緊急雇用創出基金事業のうち農林水産部委託事業に係る職員の処分についての説明。

小寺農林水産部長　平成25年度(食の安全・地産地消課)及び平成26年度(園芸振興課)に農林水産部が実施した緊急雇用基金事業2件において、受託業者(A社)の事業執行上の疑義について、受託業者の従業員から、平成27年1月と4月の2回、県に情報提供がなされました。このため、平成27年1月以降、受託事業業者及び関係者に対し疑義内容の調査を実施したところ、A社が平成25年に同事業を進めるために県庁舎内に11ヶ月間配置した従業員について、当該従業員の同事業に係る業務は配置後3ヶ月間で終了し、以後8ヶ月間は本人の申し出もあり、県の事務を処理させていたという不適切な事務処理が判明しました。このことから、関係職員の処分を行いました。
○数名の委員より質疑あり、その後、経過を次回の委員会で報告するよう要望した。
○小寺部長に対し、二度と不祥事が発生しないよう、再度管理指導するように要望した。

2.議案審査　3件

1)第146号議案　農業農村環境整備事業の経費の負担について
2)第147号議案　県営土地改良事業の経費の負担について
3)第148号議案　県営林道開設事業の経費の負担について
議案審査後,起立多数で可決した。

3.所管事務調査　3件

1)県産農林水産物の輸出促進について
概要
国内の農林水産物の需要が減少していく中で、海外へ販路を拡大していく輸出の促進は、重要な取り組みである。
県産農林水産物の輸出状況
本県では、あまおうなどの野菜・果実をはじめ、八女茶や博多和牛など様々な品目が、近いアジアを中心に輸出されている。
平成26年度の農産物輸出額は、16億2,600万円で、前年度比約2割の2億2,400万円増加している。
水産物については、海外での需要が高いビゼンクラゲやヌタウナギ、あるいは、錦鯉などが輸出されており、平成26年度は3億500万円となっている。
今後の取り組み
海外の料理教室を活用したPR、ミラノ国際博覧会におけるPR、国産材の販路開拓、緑花木の輸送品質維持の技術研究

2)女性農業者の活躍促進について
概要
女性は農業就業人口の約50%を占め、農業生産の重要な担い手であり、本県農業・農村の発展には女性の活躍は不可欠である。そのため、経営参画や起業化の支援と女性の活躍を広く周知する取り組みを行っている。
これまでの取り組み
○農業経営参画支援対策
○起業促進対策
○活躍促進対策
今後のとりくみ
起業促進対策　○女性起業家育成塾の開設
○安定した商品製造のための機器整備の支援
○起業ネットワークの構築
○女性農業者の大活躍大会2015の開催　平成27年10月20日
火曜日　13時
筑後市九州芸文館

3)第37回全国豊かな海づくり大会(福岡大会について)
これまでの経過について
平成27年4月に漁業管理課内に全国豊かな海づくり大会推進室を設置7月31日と8月20日に準備委員会を開催し、基本構想案を策定。

9月11日に第37回全国豊かな海づくり大会福岡県実行委員会を設置し、基本構想を決定しました。
基本構想の概要
開催の意義
○水産資源の保護・管理やつくり育てる漁業を一層進める契機とする。
○海や河川、水源地域の環境保全に対する県民意識の向上
○本県が誇る水産物を大会を通じて、県内外に発信・PRすることにより、漁業者の意欲を高め、本県水産業の振興と発展に寄与する。
○海を介した国際交流の中で育まれてきた本県の伝統や文化をはじめとする福岡県の魅力を広く知ってもらう絶好の機会
基本理念
特色ある3つの海と内水面において、水産資源の保護・管理やつくり育てる漁業を推進し、豊かな海づくりに欠かせない海や河川、水源地域の環境保全に取り組むとともに、魚食の普及や食育の推進を図る。
基本方針
水産業と地域の発展を促進、水域の環境保全、福岡の魅力発信、国際交流で育まれたおもてなしの心で歓迎、以上4つを大会の基本方針とする。
大会の概要
○大会の名称　第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会
○大会主催　豊かな海づくり大会推進委員会
第37回全国豊かな海づくり大会福岡県実行委員会
○開催日時　平成29年秋頃
○開催場所　宗像市
式典行事会場　宗像ユリックス
放流行事会場　鐘崎漁港
○行事内容　式典行事　漁業団体等の表彰
後継者メッセージ
放流行事　稚魚の放流　本県漁船の歓迎パレード等
関連行事　歓迎レセプション
県産農林水産物の直売所等

4.報告事項
1)フクオカ・サイエンスマンスにおける農林水産関連研究施設の一般公開について
趣旨
青少年をはじめとする県民の皆様に、科学に対する理解と関心を深めてもらうため、平成8年度から毎年11月をフクオカ・サイエンスマンス(科学月間)と位置づけ、農林水産関連研究施設においても、県民の幅広い世代の方に研究成果の紹介や研究体験、農林水産物のPRや試食等を行うイベントを開催。
概要
○農林業総合試験場(筑紫野市大字吉木)
農林業総合試験場ふれあいフェスタ筑紫野会場
日時　平成27年11月21日　土曜日　9時30分～16時
○資源活用研究センター(久留米市山本町豊田)
農林業総合試験場ふれあいフェスタ久留米会場
日時　平成27年11月21日　土曜日　9時30分～16時
○水産海洋技術センター(福岡市西区今津)
水産海洋技術センターおめで鯛まつり
日時　平成27年11月28日　土曜日　9時30分～16時
2)第20回福岡県農林水産まつりの開催について
開催目的
2年に一度開催される福岡県農林水産まつりで、本県農林水産業の現状を紹介するとともに、体験・参加型の催しを通じて農林水産業に対する県民の理解を促進する。
開催概要
名　称　第20回福岡県農林水産まつり
主　催　福岡県農林水産まつり運営委員会
会　長　知事
構成団体　県、市長会、町村長会、農林水産業関係団体(全53団体)
会　場　県営天神中央公園、アクロス福岡イベントホール
開催期間　平成27年11月14日(土曜日)、15日(日曜日)
主な内容　オープニングセレモニー、表彰式、催事

農林水産委員会議事録　平成27年12月14日(月曜日)
議会棟4階常任委員会室

1.請願審査
1)一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願
採決　継続審議
2.議案審査
1)第175号議案　平成27年度福岡県一般会計補正予算(第1号)所管分
2)第196号議案　工事請負契約の締結についての決議内の一部変更について
採決　議案審査後、全員起立多数で可決
3.所管事務調査
1)農林水産部実施の緊急雇用基金事業に係る調査結果及び対応について
平成25年度及び平成26年度において、株式会社オフィスティーティーエム(受託事業者)に委託して農林水産部が実施した緊急雇用基金事業2件について調査を行ったところ、事業要件に違反した雇用を行うなど受託業者による不適切な事務処理が判明したため、同事業者に対し、返還を求めた。
経過
10月9日、10月30日に受託事業者と面談し、県の調査に対する協力依頼を行うとともに、事業実施内容の説明を求めたが、回答期限(11月17日)を過ぎても回答が得られなかったので、不適切な事務処理に係る委託料について、11月30日付けで返還を求め、12月2日付けで返還請求に関する納入金額及び納入方法に関する通知を行った。
平成27年11月16日に福岡県労働局から労働者派遣法第24条の2の規定に違反するとして、同報第48条第1項に基づく是正指導がなされ、改善報告を求められた。平成27年11月30日付けで、福岡労働局に対して、再発防止に努める旨の是正報告を行った。
2)平成28年度米の都道府県別生産数量目標について
趣旨
国は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、11月30日に米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針を決定。この基本指針において米の需給見通しを踏まえた全国の生産数量目標が設定され、この全国の目標に基づき都道府県の生産数量目標が設定・通知された。
福岡県及び全国の生産数量目標

福岡県	28年度産米	180,526トン	全国	743万トン
	27年度産米	182,470トン		751万トン
	増減	1,944トン		8万トン
		(98.9%)		(98.9%)

全国の生産数量目標について
全国の需要量は、一人当たりの消費量の減少にともない毎年8万トン程度減っていることから、生産数量目標についても8万トンを減少。
本県の生産数量目標について
全国都道府県に対し、平成27年度産米の生産数量目標から全て同じ割合で1.1%削減して配分されたもの。
市町村別の生産数量目標の通知について
県は、福岡県水田農業推進協議会での検討を踏まえ、市町村別の生産数量目標を算定し、通知(12月21日予定)
3)平成27年度海面養殖の状況について
○ノリ養殖
有明海区　18漁協の624経営体が養殖に従事
10月14日に採苗が行われ、ノリの芽付きは良好。
初入札は11月25日で生産枚数が約8千7百枚と平年の67%、金額が約12億4千万円と平年の72%生産枚数の減少は、ノリの摘採盛期である11月中旬からの高水温と降雨により、あかぐされ病が発生したことによるもの。
筑前海区　福岡市漁協の2経営体、糸島漁協の1経営体が養殖に従事。芽付き、生育は順調。
豊前海区　蓑島漁協の2経営体が養殖に従事。芽付き、生育は順調。
○カキ養殖
豊前海区　7漁協の70経営体が養殖に従事。
県水産海洋技術センターの職員が、宮城県を訪れ、種付け状況と良質な種苗を確保。成長、身入りともに順調で、生産量は平年並みの見込み。
販売は、11月中旬より開始。
筑前海区　糸島漁協、福岡市漁協、北九州市漁協の42経営体が養殖に従事。
いずれの漁協も成長、身入りともに順調で、生産量は平年並みの見込み。
質疑　松本委員
ノリの被害に対するセーフティーネットは、大丈夫なのか。
答弁　減収に対しては、セーフティーネットにより、5年間の平均の収入の9割保証があり、平均金額135億円の9割の収入の予定であります。

4.報告事項
1)全国ジビエ祭り・ふくおかジビエフェアの開催について
目的
鳥獣被害対策の実施に伴い、捕獲した鳥獣の有効利用が必要となっており、本県で開催される第2回日本ジビエサミットにあわせてジビエ料理を提供する全国ジビエ祭り及び第3回ふくおかジビエフェアを開催し、県民に広くジビエのおいしさをアピールして、ジビエの消費拡大を図る。
開催概要
全国ジビエ祭り
主催　福岡県
後援　公益社団法人　福岡県畜産協会
一般社団法人　福岡県猟友会
会場　天神中央公園(福岡市中央区天神1-1)
期間　平成28年2月12日(金曜日)、13日(土曜日)
内容　県内外の飲食店、県内獣肉処理加工施設等が、屋外店舗で料理を提供。(総数40店)
加工品の販売、福岡県猟友会による電子猟銃を使った擬似狩猟体験。
第3回ふくおかジビエフェア
主催　福岡県、ふくおかジビエ研究会
場所　県内各地の飲食店42店舗(福岡24、北九州9、筑豊6、筑後3)
期間　平成28年2月14日～3月13日
内容　全国ジビエ祭りで盛り上げたジビエ消費の機運を継続し、県内各地で料理を提供。
質疑　松本委員
鹿のウイルス(B型)のリスクについて
答弁　冷凍、生は注意が必要。焼いて食べれば大丈夫です。
2)第3回農業普及活動高度化全国研究大会における農林水産大臣賞の受賞について
概要
農業普及活動高度化全国研究大会において、筑後農林事務所南普及指導センターが、JAアスパラガス部会に対して新規就農者の育成,高収量技術確立の活動したことが評価されて,農林水産大臣証を受賞。
取組の成果
平成22年から5年間で,生産者戸数は41戸増加し、26年には、156戸また、32戸が規模拡大。
平成26年の栽培面積は,21年の1.4倍の32.6ha。
平成26年どの販売額は,21年度の1.6倍の8億9千万円に増加。
目標単収3t/10a以上の生産者の割合は、平成21年度の30%から26年度には41%に増加

農林水産委員会議事録　平成28年3月8日(火曜日)

1.農林水産常任委員会委員による意見に対しての説明
1)学校における食育・地産地消の推進について
大石食の安全・地産地消課長
学校給食における地産地消の推進については、市町村、教育委員会、学校関係者、生産者等からなる学校給食会議の設置を推進。　平成27年で設置率は43市町村72%となっている。
県産農林水産物の積極的な利用を促進するため、県学校給食会を通じて、県産米、県産ノリ、県産果実の学校給食への導入経費を助成。
2)家庭や地域と連携した取り組み
子どもが作る「ふくおか弁当の日」を普及するため、食育に関連した講師の派遣費を助成。
柿の皮むき体験のため、調理実集に柿の提供や出前講座を実施。
3)今後の取り組み
学校給食協議会未設置の市町村教育委員会に対し、優良事例や県産食材のセミナーを実施し啓発を行なうと共に、県産農林水産物の利用拡大をすすめる。
2.議案審査　早期議決分　　説明　小寺農林水産部長
1)第61号議案　平成27年度福岡県一般会計補正予算(第4号)所管分
2)第66号議案　平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
3)第77号議案　独立行政法人水資源機構筑後川下流用水事業に要する経費の負担についての議決内容の一部変更について
4)第78号議案　独立行政法人水資源機構筑後川下流用水施設の管理業務に要する経費負担についての議決内容の一部変更について
5)第79号議案　農業農村環境整備事業の経費負担についての議決内容の一部変更について

6)第80号議案　県営土地改良事業の経費負担についての議決内容の一部変更について
7)第81号議案　漁港関係事業の経費負担について

3.議案採決　一括採決　承認

農林水産委員会議事録　平成28年3月17日(木曜日)

1.議案
1)第35号議案　福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について　承認
2)第49号議案　先決処分について(訴えの提起)　承認
3)第55号議案　独立行政法人水資源機構営両筑平野用水事業に要する経費の負担について　承認
4)第56号議案　独立行政法人水資源機構筑後川下流用水施設の管理業務に要する経費の負担について　承認

2.所管事務調査
1)農業協同組合法等の一部を改正する法律の概要について
(1)経緯
平成26年6月に競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、内閣府の規制改革会議は、農業協同組合等のあり方を含む規制改革に関する答申を行なった。
これを受け、政府は、規制改革実施計画について閣議決定を行なった。
国は、昨年8月に農業協同組合及び農業委員会等について見直しを行なった。
(2)農業協同組合法の一部改正の主な概要
○農業協同組合中央会制度の廃止
○組合の組織変更等
○理事の構成
○信用事業を行なう農業協同組合等の会計監査人の設置
(3)農業委員会法の一部改正の主な概要
○農業委員の選出方法の変更
○農地利用最適化推進委員の新設
(4)施行期日
平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(1)中央会制度の廃止及び(4)会計監査人の設置については、平成31年10月1日から、(3)理事の構成については、平成31年4月以降最初に招集される通常総会の終了時から適用する。
3については、現在の農業委員の任期が施行日以降も引き続き残っている場合は、任期満了に合わせて適用する。

3.報告事項
1)輸出促進課の設置について
本県では、輸出促進室を園芸振興課の課内室として設置してきた。しかし、TPP協定が署名され、農産物に限らず林産物、水産物についても海外への販路拡大の取り組みを一層強化し、収益性が高く、足腰の強い農林水産業を確立していくことが重要な課題となっている。
このため、体制を見直し、輸出促進課を設置する。
輸出促進課の体制図
課長 ― 課長補佐 ― 輸出第1係　総務・欧米
　　　　　　　　　　輸出第2係　アジア

第1回農林水産委員会(平成28年4月12日 火曜日)

1.農林水産常任委員会委員による意見に対しての説明
1.新執行部、幹部職員紹介

農林水産部部長	小寺　均
農林水産部次長	平山潤一郎
農林水産部次長	岡本　光司
水産局長	有江　康章
農林水産政策課長	坂井　忠則
農山漁村振興課長	半田　英彦
食の安全・地産地消課長	今村　和彦
団体指導課長	藤丸　正弘
輸出促進課長	松崎　賢明
園芸振興課長	鐘江　義広
水田農業振興課長	重吉俊二朗
経営技術支援課長	近藤　邦彦
後継人材育成室長	深町　敏生
畜産課長	山下　克之
農村森林整備課長	金子　隆盛
林業振興課長	今泉　正彦
漁業管理課長	川嵜　潤一
全国豊かな海づくり大会推進室長	石橋　義浩
水産振興課長	太刀山　透

2.　調査事項
1)県産材の需要拡大の取り組みについて
趣旨　本県では、スギ・ヒノキ林の7割が利用期を迎えており、充実した森林資源を有効活用するために、県産材の需要拡大を図る。
公共建築物等の木造・木質化や、間伐材等の未利用資源の有効利用を図るため、木質バイオマスの利用拡大などに積極的に取り組んでいる。
これまでの取組状況
1)公共建築物等の木造・木質化
2)モデル的な木造・木質化建築物の表彰等
3)木質バイオマスの利用拡大
今後の取り組み　木材のよさのPRを博多駅など、より多くの集客が見込める場所での展示会を開催する。

第2回農林水産委員会(平成28年5月10日 火曜日)

1.調査事項
1)平成28年度熊本地震による農林水産業の被害状況について

農業			
農地農業施設	6箇所	14百万円	八女市6箇所
森林・林業			
林地	1箇所	15百万円	八女市1箇所
林業用施設	3箇所	2.3百万円	大木町3箇所
	計	17.3百万円	
水産業			
漁港	1箇所	2百万円	新宮町1箇所
共同利用施設等	5箇所	11百万円	柳川市5箇所
	計	13百万円	
農林水産業被害	合計	44.3百万円	

被害対応
農地農業用施設、林地及び水産業関係の施設については、国の査定等の後、早急に工事着手の予定。
災害復旧事業については、激甚災害に指定されたため、国庫補助率が嵩上げされる。
2)農地中間管理事業の取組について
○概要
平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、本県では県独自に農家の話し合いを支援するモデル地区を設定するとともに、農地中間管理機構や関係機関と連携して取り組みを進めている。
○平成27年度の取り組み状況
農林事務所ごとに設置した「地域推進会議」において、担い手へ個別訪問し、事業内容の説明を実施。
農地の出してに対して、「出して農家向けパンフレット」を活用し、説明会を300回以上開催し、制度の周知徹底を図った。
県独自のモデル地域を30箇所設置し、出して農家の掘り起こしや、マッチングについて支援した。
○平成27年度の貸付実績
目標面積　1,500ha　借受希望面積　2,809ha
貸付実績　1,804ha
○今後の取り組み
今後も担い手への農地集積や大規模化に対応した農業機械の導入支援などを通じてコストの低減を図り、土地利用型農家の経営安定に努めていく。
3)めん羊の「非定型スクレイピー」の発生について
○概要
県農林総合試験場で飼育していためん羊1頭が平成28年3月25日に死亡した。このため家畜伝染病予防法に基づく検査を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門へ依頼、検査した結果、4月28日に「非定型スクレイピー」と診断された。
○発生場所　福岡県農林業総合試験場
○県の対応
死亡しためん羊は、県中央家畜保健衛生所で焼却、死亡しためん羊と同一場所で飼養していためん羊4頭は、家畜伝染病予防法に基づき殺処分及び焼却し、畜舎内の敷きわらや糞尿等の汚染物品の焼却処分を実施。
県内でめん羊を飼養している農場、1戸(44頭)について、異常がないことを確認。
県内関係者に対して、発生を周知、注意喚起を実施。

第3回農林水産委員会(平成28年6月17日 金曜日)

1.請願無審査
1)一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願継続審議とする。

2.議案審査
1)第87号議案　大規模災害の被災者に対する使用料および手数料の免除等に関する条例の制定について(所管分)

3.議案採決
原案のとおり可決

4.所管事務調査
1)指定管理者による管理運営の実施状況について
(1)林業振興課所管
○福岡県立四王寺県民の森
(指定管理者　福岡県森林組合連合会)評価 A
○福岡県立夜須高原記念の森
(指定管理　九州林産株式会社)　評価 A
○福岡県緑化センター
(指定管理者　公益社団法人福岡県樹芸組合連合会)評価 A
(2)水産振興課所管
○福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設
(指定管理者　宗像漁業協同組合)　評価　A
2)第37回全国豊かな海づくり大会　福岡大会について
1)経緯
平成29年秋に開催される大会の円滑な準備を進めるため、平成27年9月11日に第37回全国豊かな海づくり大会福岡県実行委員会を設立。
平成28年5月19日　第2回総会にて大会テーマ「育もう　海人　地球みんなの未来」及び、基本計画を決定した。
2)大会行事
(1)式典行事(宗像ユリックス本館)
○功績団体表彰式
○最優秀作文の発表
○放流稚魚のお手渡し
(2)海上歓迎・放流事業(鐘崎漁港)
○宗像大社「みあれ祭」再現パレード
○トラフグ・マダイの稚魚の放流
(3)関連行事
○県産食材を使った料理での歓迎レセプション
○宗像ユリックス屋外施設及び3海域、内水面の5会場程度でのイベント開催。
3)プレイベント
日時　平成28年10月29日　土曜日
場所　鐘崎漁港
内容　○稚魚の放流
○会場パレード
○ステージイベント
○県産農林水産物とその加工品の販売
○熊本地震被災地の農林水産物の販売と募金箱の設置
4)今後のスケジュール
山形大会視察(9月11日)次年度開催県として知事出席予定・PR
10月29日　プレイベント(鐘崎漁港)
平成29年3月　第3回実行委員会・実施計画策定
平成29年　秋　本大会開催
5)大会キャラクターデザイン、PRロゴマークの決定

5.報告事項
1)第55回全国青年農業者会議プロジェクト発表における農林水産大臣賞の受賞について
(1)概要　全国農業青年クラブ連絡協議会が主催するプロジェクト発表の「園芸・特産作物部門」において、宮若市の花き生産者の安田一平氏(31歳)が県内初の農林水産大臣賞を受賞した。
(2)プロフィール　東京農大卒業後、ホテルニューオータニ東京のフラワーショップでブライダルや宴会装飾等のコーディネーターとして勤務後、地元で就農。
花木の切枝やたけのこなどを生産する他、正月のしめ飾りや門松を出荷。
(3)プロジェクト発表の内容
○タイトル　農業×デザイン　魅力ある産業確立プロジェクト
○取組内容　全国の市場・産地での調査により、顧客ニーズを把握した上で年間スケジュールを作成し、品目別に出荷をコントロールしながら、有利販売を展開。
出荷規格から外れるものもフラワーアレンジに活用しロスを軽減。
異業種との交流機会を増やし、販路を拡大。
(4)受賞理由
経営分析がよくなされていること。
改善と普及性の高い活動である。
農業経営に、デザインという視点で盛り込み、花材とデザインを商品にする魅力的なビジネスモデルへ発展させたこと。

福岡・江蘇友好桜花園20周年記念訪問団

日時:平成28年3月28日(月曜日)～3月31日(木曜日)

1.概要

1992年11月に福岡県と江蘇省が友好提携を締結し、1994年に南京中山陵に桜の植樹を提案し、1996年2月に「福岡県日中友好桜の会」により、江蘇省南京市に「福岡ー江蘇友好桜花園」が建設され、福岡県と江蘇省の友好交流のシンボルとして両県省民に広く親しまれている。

今年、桜花園が開園して20周年を迎えることになり、訪問団を派遣し、県民の国際理解と次世代を担う青少年の交流を通じて両県省の相互理解とさらなる友好交流の推進を図る。

2.記念事業

1)記念式典

(20周年式典、ソメイヨシノ・久留米ツツジ記念植樹)

場　　所　福岡・江蘇友好桜花園

出 席 者　江蘇省　約50名　　福岡県　約100名

2)日中友好大茶会

中 国 側　(ウーロン茶・香をふるまう)

場　　所　文化芸術サロン

福岡県側　(茶道の野点による抹茶・煎茶・茶菓子をふるまう。琴と尺八の演奏)

場　　所　文化芸術サロン前広場

3)江蘇省人民代表大会主催祝賀会

江蘇省側　14名　　福岡県側　約100名

3.蘇州市霊巌山寺訪問(八女市関係者他約30名)

約600年前に栄林禅師が明から持ち帰ったお茶の種が、八女茶の発祥と言われています。また、八女市笠原には、栄林周瑞禅師が建立した霊巌寺があり、留学の地、蘇州・霊巌山寺の景観に似ていることから、八女に建立したと伝えられております。今回、蘇州霊巌山寺住職の明学法師先生をはじめ霊巌山寺の皆様を訪問し「福岡・江蘇友好桜花園20周年記念式典」において、八女茶を使った「日中友好大茶会」が大成功に終えることが出来たことと、また、今日八女地域が日本でも有数のお茶の産地になったことに対する感謝と御礼の意を持って「八女伝統本玉露」を贈呈・試飲していただきました。

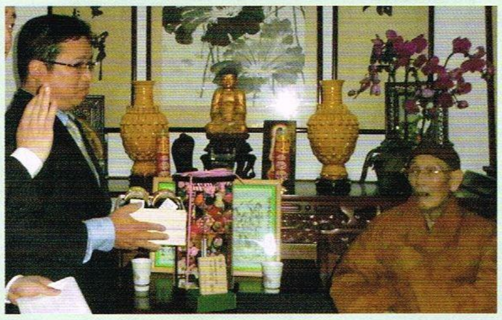

出席者　福岡県茶生産組合連合会副会長
　福岡県議会議員　桐明和久
　福岡県議会議員　野田稔子
　福岡県議会議員　吉武邦彦
　福岡県議会議員　神崎　聡
　八女市副市長　北嶋藤孝
　八女市職員(3名)
　八女高等学校・輝翔館中等教育学校高校生12名
　日中友好桜の会会員

次第
1. 霊巌山寺住職　明学法師　挨拶
2. 桐明団長　　挨拶
3. 三田村市長からのメッセージ
　(北嶋副市長　代読)
4. 記念品贈呈
　1)八女市長　記念品
　2)庄屋松尾太郎五郎久家の第34代目
　　松尾章三郎氏茶園のお茶
　3)福岡県茶商工業協同組合
　　八女伝統本玉露
5. 八女伝統本玉露の提供
6. 意見交換

有明海沿岸インフラ整備3県議会連絡会議設立総会

有明海沿岸インフラ整備3県議会連絡会議設立総会

平成28年2月22日(月曜日)17時より、博多サンヒルズホテルにおいて、有明海沿岸の福岡県、佐賀県、熊本県の各県議会の有志議員が集い、有明海沿岸インフラ整備3県議会連絡会議の設立・総会が開催された。

1.設立趣旨

九州地方にとって高規格幹線道路等の高速交通ネットワークの整備は、九州の潜在能力を活かし、その一体的な成長・発展を推進し、更にはわが国の喫緊の課題である地方創生を実現する上で、必要不可欠である。しかしながら、有明海沿岸地域については、その潜在力を十分に発揮できないでいます。これは、高速交通ネットワークと、その機能を高め、支える各種インフラの整備が遅れているからにほかなりません。

そこで有明海沿岸の3県議会の有志が集い、有明海沿岸道路等のインフラ整備を促進し、もって本地域の成長発展を図るため、3県議会の連絡会議を設置するものとする。

2.議事

1)規約について

2)役員選任について

会長　井上忠敏(福岡県議会)
副会長　重村　栄(熊本県議会)
　木原奉文(佐賀県議会)
事務局長(兼幹事)　秋田章二(福岡県議会)
顧問　村上寅美(熊本県議会)
　蔵内勇夫(福岡県議会)
　留守茂幸(佐賀県議会)
幹事　内野幸喜(熊本県議会)
　土井敏行(佐賀県議会)

(任期　総会承認の日から、平成30年3月31日)

3)事業計画について

全議案承認される。

3.来賓挨拶

1)開催県知事

2)九州地方整備局長

4.記念講演

演題「有明海沿岸地域の発展に向けて」

国土交通省　九州地方整備局道路部長

土井弘次　氏

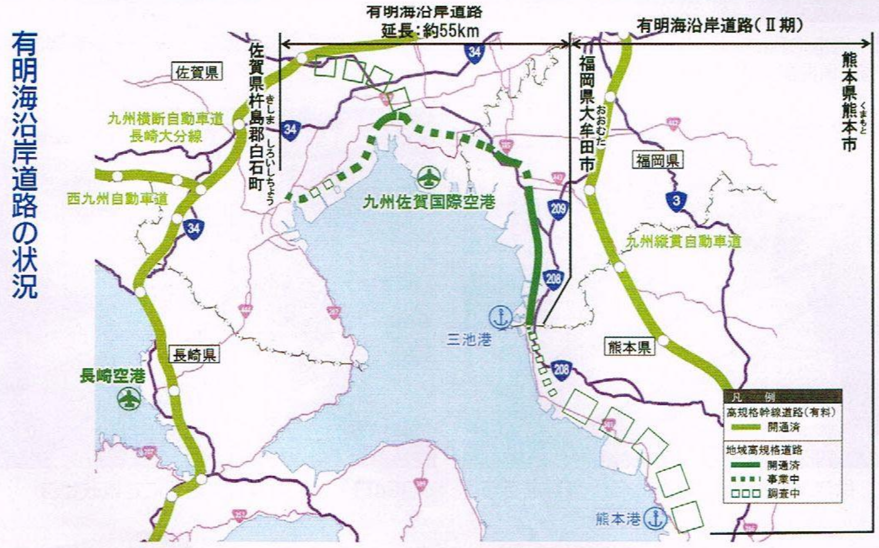

地域のみなさんとともに

1月6日　いちご高設栽培施設視察（玄農舎圃場）

1月22日　県道浮羽石川内線整備促進期成会からの要望を受ける

3月4日　農政連立花地区役員の皆さんから県所管幹部への要望に同行

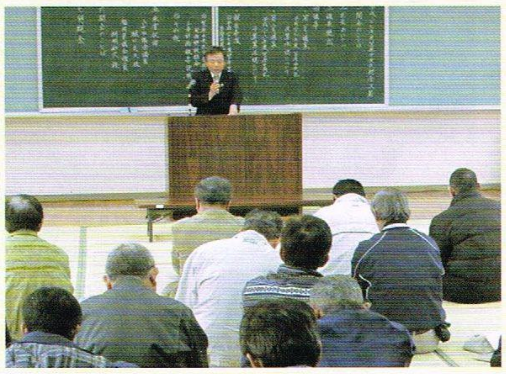
3月13日　黒木町笠原中央区にて県政報告

3月17日　JA黒木地区青年部総会にて挨拶

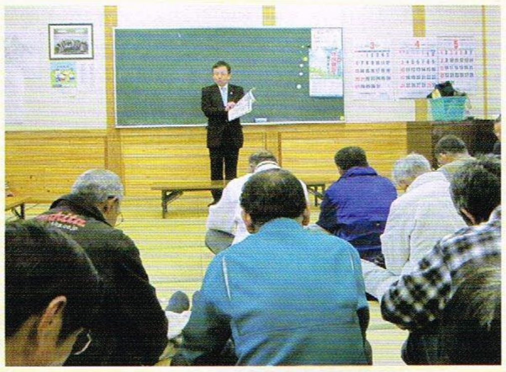
3月20日　黒木町椿原集落協定を結んだ皆さんと多面的機能支払等の意見交換

4月15日　八女市新茶祈願祭にて挨拶（五社神）

4月16日　JAふくおか八女女性部総代会にて挨拶

4月17日　熊本地震による矢部村の国道442号通行止箇所の災害現場視察（大家敏志参議院議員に説明）

4月24日　熊本地震による矢部村の国道442号通行止箇所の災害現場視察（小川知事・三田村市長に説明）

5月2日　献茶祭にて挨拶（八女茶発祥の地 霊巌寺）

5月11日　山の井川災害現地視察（黒土区川口区長と共に）

5月14日　福岡県茶共進会の審査の間、講評を行う

6月24日　黒木町神露渕地区にて県政報告

7月31日　「共生の森 七夕まつり」にて現地視察